



# つくばみらい市 次世代育成支援地域行動計画 後期計画

23,

平成 22 年 3 月 つくばみらい市

#### はじめに



子どもたちの健やかな成長は、家族にとって大きな願いであり、社会にとっても次代を担 う大きな原動力としてきわめて大切なことです。

しかし、近年、わが国の子どもをとりまく環境は大きく変わり、急速な少子化の進行については、主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」により、 今後一層進行すると予測され、人口減少社会に向かうといわれています。

急速な少子化の進行は、経済や地域社会の活力低下をもたらし、また、子ども同士の交流機会の減少により社会性が育ちにくくなるなど、子ども自身への影響も懸念されています。

そうした中、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、各自治体に市町 村行動計画の策定が義務付けられました。

これを受けて、本市でも合併前の旧伊奈町及び旧谷和原村の両町村で「次世代育成支援地域行動計画」前期計画を策定し、地域における子育て支援や親子の健康の確保、また教育環境の整備など、様々な施策を推進してきました。

前期計画策定から5年が経過し、見直し時期を迎えたため、中間評価および現状での課題等を踏まえ、後期計画を策定しました。

後期計画では、21世紀を担う子どもたちの健全育成とともに、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て支援策を重要施策として位置づけ、様々な支援をしていくことを計画の基本目標とし、心の豊かさと人のつながりが感じられるまちづくりをめざします。

今後とも、行政、学校、家庭、地域、企業等の連携を深めながら、この計画の着実な推進に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました、次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様、並びに貴重なご意見を賜りました市民の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、今後の計画推進にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年3月

つくばみらい市長 飯島 善

## 目 次

第1章	章 計画策定にあたって	.3
1	計画策定の趣旨	.З
2	これまでの国の施策	.3
3	今後の国の動向	.5
4	計画の位置づけ	.6
5	他計画との調和	.7
6	計画の期間	.8
第2章	章 つくばみらい市の現況1	11
1	人口動態と子どもの世帯1	
2	少子化の動向1	
3	保育・教育環境の状況2	
4	アンケート調査からの現状と課題2	26
第3章	き 前期計画の進捗状況3	35
1	施策評価の方法とその状況3	35
2	全体の進捗状況3	35
3	基本目標別の進捗状況3	36
第4章	章 基本理念と基本的な考え方4	13
1	計画の基本理念4	13
2	基本的視点4	14
3	基本目標4	15
4	施策の体系4	16

第5章	章 施策の	D展開	49
基2	▶目標1	共に育てる子育てサービスの充実したまち	49
基2	は目標2	親と子どもが輝く健康づくりのまち	55
基2	は目標3	親と子どもが学び環境の充実したまち	63
基本	は目標4	個性と能力を活かし生活できるまち	70
基本	は目標5	子どもが安全に安心して暮らせるまち	75
基2	は目標6	要支援児へのきめ細かな取り組み	80
第6章	1 目標	事業量の設定	87
1	サービス	ス利用率、ニーズ量の算出方法について	87
2	特定事業	業の目標設定	88
第7章	章 計画の	D推進体制	91
1		⇒∞−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−	
2			
資料網	扁		95
1	つくばる	りらい市次世代育成支援対策地域協議会要綱	95
2	つくばる	みらい市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	97
3	つくばる	らい市次世代育成支援地域行動計画の策定経過	98
4	次世代育	育成支援対策推進法の抜粋	99
5	用語の触	军説	102



# 第1章



## 計画策定にあたって

### 第1章 計画策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成 支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じ て、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26となり、ともに過去最低を記録し平成20年時点では、1.37と上昇しているものの少子化は進行しています。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国では結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

本市では、平成17年3月に旧伊奈町・旧谷和原村において「次世代育成支援地域行動計画」前期計画を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

前期計画の終了を迎えた今、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画後期計画」の策定にあたっては、旧伊奈町・旧谷和原村の計画の内容を踏まえつつ、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民をはじめ地域の支援団体・関係機関など、多くの方の協力が得られる策定体制とし、前期計画の施策等の評価を行い、新たな子育て支援に向けて平成22年度から始まる後期計画を策定しました。

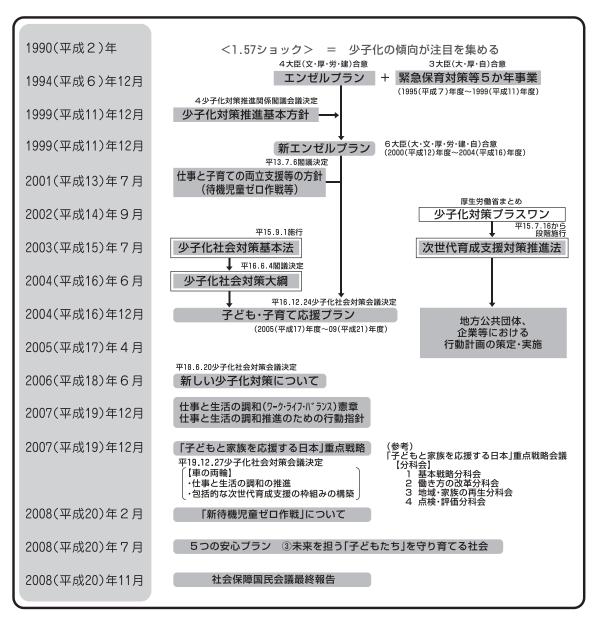
#### 2 これまでの国の施策

国は、平成14年にまとめた「少子化対策プラスワン」において、従来の取り組みが保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を地域全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取り組むべきとし、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年から施行しています。

平成18年には、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、 転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定さ れ、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」という2点が重視されました。

その後、「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略検討会議が設置され、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、重点戦略に反映されています。

図表 1 少子化対策の経緯



資料: 平成21年度版 少子化社会白書

また、重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、①具体的な制度設計の検討、②先行して実施すべき課題という2つの課題が示され、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成20年11月に可決され、同年12月に交付されました。

平成14年度から都市部の待機児童を解消するために推進された「待機児童ゼロ作戦」により、保育所の受入児童数を引き上げるなどの対策を進めてきましたが、待機児童数は平成20年度に1万9,550人と5年ぶりに増加しました。そのため、国では希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現のため「新待機児童ゼロ作戦」を掲げ、今後10年間において保育のサービスの質と量の充実・強化に取り組むこととなりました。

平成20年7月には、緊急に対策を講ずべき5つの課題について「社会保障強化のための緊急対策~5つの安心プラン~」を取りまとめました。5つの課題のうちの1つの柱である『未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』の実現に向けて「保育サービス等の子育てを支える社会基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進する施策が盛り込まれています。さらに、1月には国民が希望と安心の持てるような社会保障制度のあり方という観点から社会保障国民会議が設置されており、同年11月の最終報告では、子育て支援の社会的基盤の充実に関する視点が示されました。

#### 3 今後の国の動向

#### (1) 次世代育成支援対策推進法の改正

地域や職場における子育て支援を充実させるため、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成21年4月に施行されました。これにより、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する「一般事業主行動計画」は、301人以上の企業については、都道府県労働局への届出だけでなく、公表・従業員への周知についても義務付けとなりました。

また、平成23年4月1日からは、101人以上の企業についても、行動計画の策定・ 届出及び公表・従業員への周知が義務となります。

企業規模	従来	平成23年4月1日以降	
301人以上	義務	義務	
300人以下101人以上	努力義務	義務	
100人以下	为 <u>分</u> 为为的。 ———————————————————————————————————	努力義務	

図表2 一般事業主行動計画の策定義務化について

※仕事と家庭の両立支援に関する行動計画の策定・届出企業の範囲拡大



図表3 行動計画の公表及び従業員への周知徹底

企業規模	従来	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上		義務	義務
300人以下101人以上	規定なし努力義務		義務
100人以下		カノ我伤 おんちゅう	努力義務

行動計画策定指針についても、市町村行動計画の策定に当たっての基本的な視点に、 「仕事と生活の調和の実現の視点」が追加されています。

#### 4 計画の位置づけ

#### (1)計画策定の義務

「次世代育成支援対策行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画となっています。

#### (2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

計画期間は5年を一期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

#### (3)後期行動計画の位置づけ

次世代育成支援計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられています。本市においては、平成17年3月に旧伊奈町、旧谷和原村が「次世代育成支援地域行動計画」前期計画を策定し、その後の合併、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、「つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画後期計画」を策定しました。

#### 5 他計画との調和

後期行動計画は、つくばみらい市の全体的な計画である「つくばみらい市総合計画」に基づく個別計画として、旧伊奈町・旧谷和原村の「次世代育成支援地域行動計画」前期計画を引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとします。

つくばみらい市総合計画 国の法・関連計画 次世代育成支援対策推進法 子ども・子育てビジョン その他の つくばみらい市次世代育成支援 男女共同参画社会基本法 関連計画 地域行動計画《後期計画》 教 育 健やか親子21 住 宅 食育基本計画 交 通 つくばみらい市高齢者保健福祉計 県の関連計画 環境 画・介護保険事業計画 大好きいばらき新エンゼルプラン 情報 つくばみらい市 いばらき障害者いきいきプラン いきいきハートプラン 茨城県男女共同参画基本計画 つくばみらい市男女共同参画計画 健康いばらき21プラン (仮) つくばみらい市 食育推進計画

図表4 他計画との関連性



### 6 計画の期間

行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画(前期計画)は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐために策定する行動計画(後期計画)は、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として、平成21年度に策定しました。

図表5 計画の期間

平成 <b>16</b> 年度	平成 <b>17</b> 年度	平成 <b>18</b> 年度	平成 <b>19</b> 年度	平成 <b>20</b> 年度	平成 <b>21</b> 年度	平成 <b>22</b> 年度	平成 <b>23</b> 年度	平成 <b>24</b> 年度	平成 <b>25</b> 年度	平成 <b>26</b> 年度
計画策定		前	方期 計画	<u> </u>					1 1 1 1 1	
					見直し	後期	明計画(	(今回策眾	とした計	画)



## 第2章





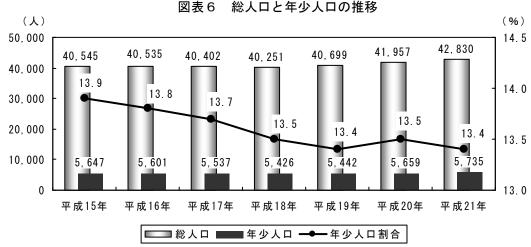
### 第2章 つくばみらい市の現況

#### 1 人口動態と子どもの世帯

#### (1)総人口と年少人口の推移

つくばみらい市の人口は、合併前の平成15年から平成18年までは減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、平成21年1月1日現在42,830人となっています。

年少人口(15歳未満)は、平成18年までは減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、平成21年1月1日現在5,735人となっています。しかし、年少人口割合は13.4%と、平成15年から比べると0.5ポイント低下しています。



資料: 茨城県常住人口調査(各年1月1日現在、平成18年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (2)総人口の推計

つくばみらい市の推計人口は、平成29年で47,200人と推測され、平成12年から6,667人増加する見込みとなっています。また、平成29年の年少人口割合は11.9%で、平成12年から2.7%低下する見込みとなっています。一方、老年人口は、年々増加し31.1%になると推測しています。



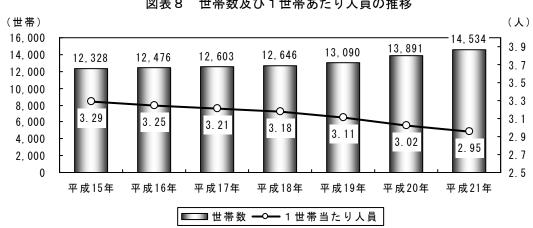
(人) (%) 100,000 40.0 31.1 29.2 23.6 19.2 16. 1 80,000 20.0 **\*** 11.9 14.6 13.5 12.8 12.1 60,000 0.0 47, 200 46,500 42, 300 40, 533 40, 174 40,000 13,578 14,679 6, 544 9,983 7,722 20,000 28,082 27, 295 26, 904 27.024 26.903 5, 907 5, 627 5, 617 5, 428 5, 414 0 平成12年 平成29年 平成17年 平成22年 平成27年 ■ 年少人口(0~14歳) □ 生産年齢人口(15~64歳) ■老年人口(65歳以上) ──年少人口割合 **●** 老年人<u>口割合</u>

総人口の将来推計 図表7

資料: 平成12年と平成17年の国勢調査の実績値を基に算出、平成22年~平成29年は総合計画 の推計値

#### (3)世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成15年から増加傾向で推移し、平成21年1月1日現在、14,534世 帯で平成15年から2,206世帯の増加となっています。一方、1世帯当たり人員は減 少傾向で推移しており、平成21年1月1日現在の1世帯当たりの人員は2.95人で核家 族化が進行していることがうかがえます。



世帯数及び1世帯あたり人員の推移 図表8

資料:茨城県常住人口調査(各年1月1日現在、平成18年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (4)世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成17年時点の核家族世帯(7,547世帯)は、総世帯数(12,532世帯)の60.2%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の55.7%が「夫婦と子ども」の世帯となっています。また、その他の親族世帯では「夫婦、子どもと両親」、「夫婦、子どもとひとり親」世帯が減少傾向にあります。

図表9 世帯の家族類型

単位:世帯

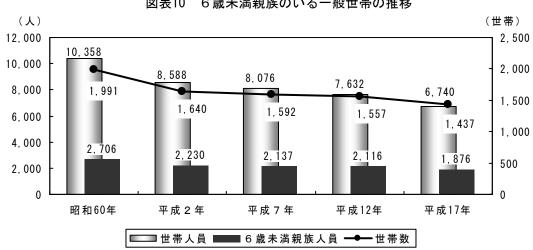
家族類型別世帯数	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	6歳未満 親族のいる 世帯(平成 17年再掲)	18歳未満 親族のいる 世帯 (平成 17年再掲)
総世帯数	9,794	11,195	11,975	12,532	1,437	3,803
A 親族世帯	9,119	9,992	10,393	10,676	1,437	3,803
I 核家族世帯	5,827	6,658	7,102	7,547	856	2,192
(1)夫婦のみ	942	1,441	1,913	2,271	_	_
(2)夫婦と子ども	4,331	4,500	4,297	4,204	809	1,944
(3)男親と子ども	115	127	168	202	4	39
(4)女親と子ども	439	590	724	870	43	209
Ⅱ その他の親族世帯	3,292	3,334	3,291	3,129	581	1,611
(5)夫婦と両親	100	104	130	121		_
(6)夫婦とひとり親	105	159	215	286	1	
(7)夫婦、子どもと両 親	1,111	1,084	951	792	208	564
(8)夫婦、子どもとひ とり親	1,044	1,071	1,013	962	118	437
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含 まない)	25	32	33	44	3	16
(10)夫婦、子どもと他 の親族 (親を含ま ない)	159	149	200	209	38	150
(11)夫婦、親と他の親 族(子どもを含ま ない)	90	104	115	100	14	19
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	496	449	409	345	171	320
(13)兄弟姉妹のみ	16	25	41	41		2
(14)他に分類されない親族世帯	146	157	184	229	29	103
B 非親族世帯	8	21	31	59	_	_
C 単独世帯	667	1,182	1,551	1,797	_	_

資料: 国勢調査(各年10月1日現在、旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)



#### (5) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯は、平成17年時点、1,437世帯で、 世帯人員は6,740人、1世帯当たり4.7人となっています。また、6歳未満親族人員 は1,876人で1世帯あたりの6歳未満人数は1.3人となっており、いずれも減少して います。

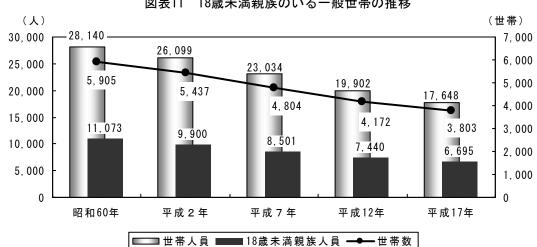


図表10 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

資料: 国勢調査(各年10月1日現在 旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (6) 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると18歳未満の親族のいる世帯は、平成17年時点、3.803世帯で、 世帯人員は17,648人、1世帯当たり4.6人となっています。また、18歳未満親族人 員は6,695人で1世帯あたりの18歳未満人数は1.8人となっています。 いずれも減少 傾向で推移しています。

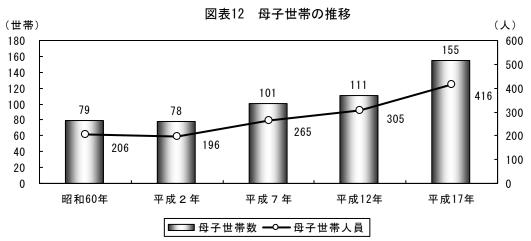


図表11 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

資料: 国勢調査(各年10月1日現在 旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (7) 母子世帯の推移

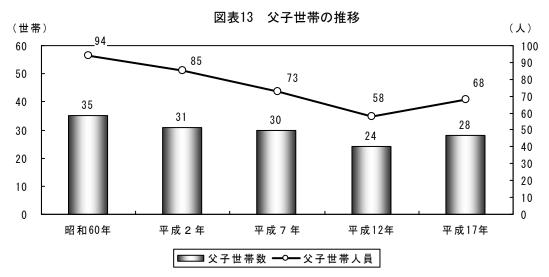
国勢調査によると母子世帯数は増加しつづけ、平成17年時点、155世帯で平成12年時点の111世帯から44世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成17年時点、416人で1世帯あたり2.7人となっており、いずれも増加傾向となっています。



資料: 国勢調査(各年10月1日現在 旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (8) 父子世帯の推移

国勢調査によると、父子世帯数は平成17年時点、28世帯で世帯人員は68人となっており、1世帯あたり2.4人となっています。



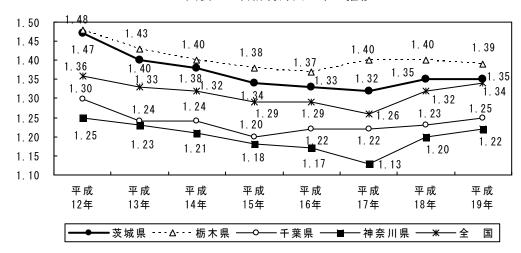
資料: 国勢調査(各年10月1日現在 旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)



#### 2 少子化の動向

#### (1) 合計特殊出生率\*1の推移

合計特殊出生率の推移をみると、茨城県は平成12年の1.47から平成17年の1.32まで減少し、平成19年時点では1.35で全国よりはわずかに高いものの、人口を維持する2.08\*2に比べると大きく下回っています。



図表14 合計特殊出生率の推移

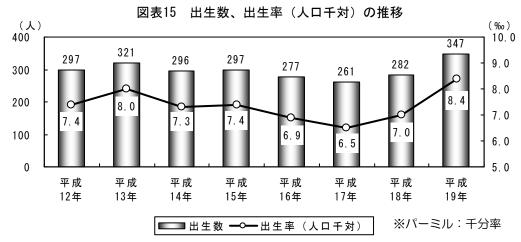
資料: 茨城県保健福祉統計年報、栃木県保健統計年報、千葉県健康福祉指導課、神奈川県衛生統計年報 ※1:合計特殊出生率…「15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性

が一生に産む子供の数とされています。

※2:日本の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率の指標が2.08とされています。

#### (2) 出生数、出生率(人口千対)の推移

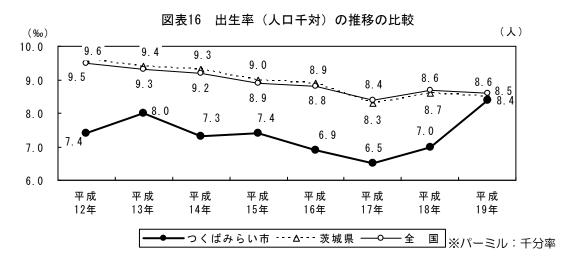
出生数、出生率の推移では、出生数は平成15年から平成17年まで減少し、その後増加に転じ、平成19年時点では347人、出生率は8.4%(パーミル)となっています。



資料: 茨城県保健福祉統計年報(平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (3) 出生率 (人口千対) の推移の比較

出生率の推移を国、県と比較すると、平成18年までは、国、県を下回っていましたが、平成19年には8.4%となり、国及び県の出生率に近づいています。



資料: 茨城県保健福祉統計年報(平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)



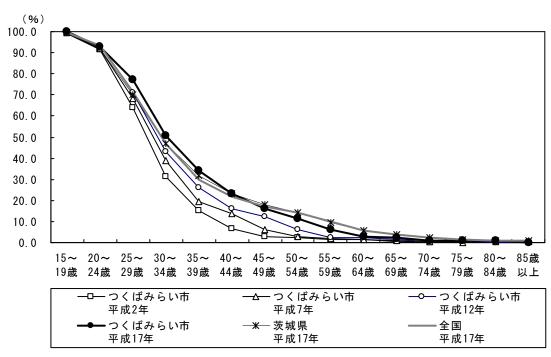
#### 。 (4)未婚率の推移と比較(男性)

国勢調査によると、平成17年時点の男性の未婚率は、30~34歳が50.5%、35~39歳は34.0%となっています。また、44歳までは国、県より未婚率が高くなっています。

図表17 未婚率の推移と比較(男性)

単位:%

区分		つくばみ		茨城県	全国	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15~19歳	99.0	99.3	99.5	99.9	99.6	99.6
20~24歳	91.5	92.1	93.4	92.8	92.0	93.4
25~29歳	63.8	68.1	70.9	77.2	70.0	71.4
30~34歳	31.1	38.7	43.3	50.5	47.0	47.1
35~39歳	15.1	19.5	26.3	34.0	31.8	30.0
40~44歳	6.7	13.6	16.3	23.2	23.1	22.0
45~49歳	3.0	6.0	12.2	16.3	17.9	17.1
50~54歳	2.4	2.8	6.1	11.4	14.0	14.0
55~59歳	1.6	2.1	2.6	6.2	9.3	9.8
60~64歳	1.6	1.2	2.3	2.7	5.6	5.8
65~69歳	0.6	1.0	1.2	2.3	3.7	3.7
70~74歳	0.2	0.7	0.9	1.1	2.4	2.4
75~79歳	0.5	0.0	0.8	0.9	1.5	1.6
80~84歳	1.0	0.4	0.0	0.9	1.0	1.1
85歳以上	0.0	0.7	0.0	0.0	0.8	0.8



資料: 国勢調査(旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

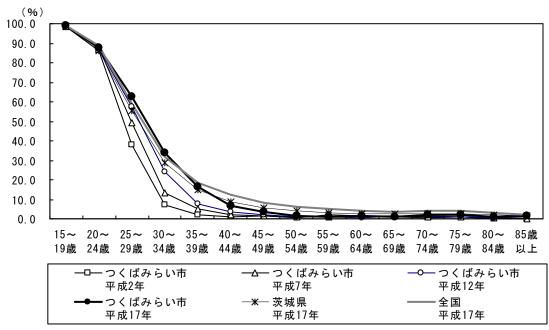
#### (5) 未婚率の推移と比較(女性)

国勢調査によると平成17年時点の女性の未婚率は25~29歳が62.6%、30~34歳が33.9%、35~39歳が16.3%となっており、25~29歳と30~34歳では国、県より高くなっています。特に、30~34歳では平成2年より26.5ポイント高くなっています。

図表18 未婚率の推移と比較(女性)

単位:%

区分		つくばみ		茨城県	全国	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15~19歳	98.3	98.5	99.0	99.0	99.1	99.1
20~24歳	86.1	87.6	87.2	87.8	86.3	88.7
25~29歳	38.1	49.4	57.6	62.6	55.6	59.0
30~34歳	7.4	13.3	24.2	33.9	28.6	32.0
35~39歳	1.9	5.1	7.9	16.3	14.9	18.4
40~44歳	1.1	2.0	3.7	6.5	8.6	12.1
45~49歳	1.3	1.3	1.8	3.8	5.5	8.2
50~54歳	0.7	1.1	1.0	1.4	4.0	6.1
55~59歳	1.9	0.8	1.1	1.1	3.2	5.2
60~64歳	1.7	1.6	0.6	1.3	2.7	4.2
65~69歳	0.8	1.6	1.7	0.8	2.5	3.8
70~74歳	0.7	1.2	1.5	2.0	2.4	3.9
75~79歳	0.9	0.8	1.2	1.8	2.4	3.9
80~84歳	0.0	0.7	0.6	1.0	2.2	3.2
85歳以上	0.0	0.0	0.9	1.3	1.5	2.0



資料:国勢調査(旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)



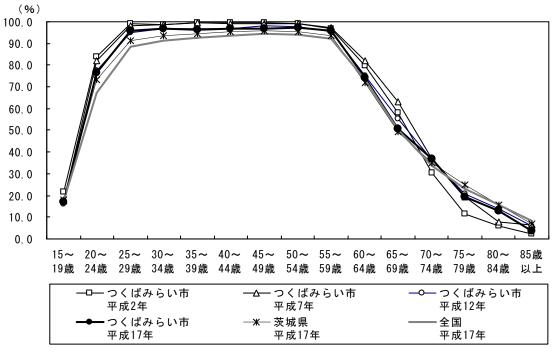
#### (6)年齢別労働力率の推移と比較(男性)

国勢調査によると、平成17年時点の男性の労働力率は、20~74歳は国及び県より高いですが、全体的に10年前の平成7年より低くなっています。特に、20~24歳では平成7年から5.4ポイントの減少となっています。

図表19 年齢別労働力率の推移と比較(男性)

単位:%

区分		つくばみ		茨城県 全国			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年	
15~19歳	21.6	17.3	16.0	16.9	17.9	17.4	
20~24歳	83.8	81.9	77.3	76.5	73.3	67.5	
25~29歳	98.9	98.0	95.1	95.9	91.1	88.3	
30~34歳	98.8	98.5	97.0	96.9	93.6	91.4	
35~39歳	99.4	99.4	96.6	96.3	94.7	92.6	
40~44歳	99.7	99.2	96.8	96.7	95.4	93.7	
45~49歳	99.5	99.1	98.1	97.0	95.8	94.4	
50~54歳	99.3	99.0	97.8	97.2	95.3	93.8	
55~59歳	96.8	97.2	95.3	95.9	93.6	92.2	
60~64歳	79.8	82.1	75.1	74.4	71.8	73.1	
65~69歳	58.0	63.0	55.2	50.7	49.5	50.3	
70~74歳	30.3	36.7	36.6	36.8	35.0	33.6	
75~79歳	11.4	19.5	20.6	19.5	24.9	23.2	
80~84歳	5.9	7.9	13.8	13.1	15.6	15.8	
85歳以上	2.4	6.5	5.9	3.5	6.9	8.1	



資料:国勢調査(旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

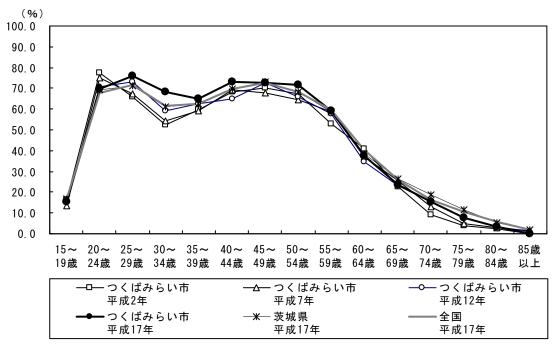
#### (7)年齢別労働力率の推移と比較(女性)

国勢調査によると、平成17年時点の女性の労働力率は、平成12年より概ね高くなっています。特に、30~34歳では平成12年より8.8ポイント高くなっています。また、40~54歳でも70%を超える労働力率となっています。

図表20 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

単位:%

区分		つくばみ	からい市		茨城県 全国			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年		
15~19歳	16.2	13.4	14.7	15.4	16.7	16.8		
20~24歳	77.4	75.1	70.6	69.7	69.1	67.7		
25~29歳	65.7	67.3	73.0	75.9	71.2	71.6		
30~34歳	52.2	54.4	59.3	68.1	61.2	61.6		
35~39歳	59.4	59.0	62.5	65.1	62.3	62.3		
40~44歳	68.1	69.3	64.8	72.9	69.6	69.5		
45~49歳	70.3	67.9	72.6	72.4	73.0	72.7		
50~54歳	67.5	64.5	66.1	71.7	68.5	68.3		
55~59歳	52.7	58.8	57.6	59.3	58.5	59.7		
60~64歳	40.7	37.2	34.6	37.3	38.3	40.4		
65~69歳	22.4	25.3	22.9	23.6	26.5	25.9		
70~74歳	9.3	12.9	15.2	15.5	18.7	16.3		
75~79歳	3.7	4.7	7.5	7.8	11.7	10.4		
80~84歳	2.6	2.7	3.6	3.6	5.4	5.6		
85歳以上	0.0	1.4	1.2	0.2	1.8	2.1		



資料:国勢調査(旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)



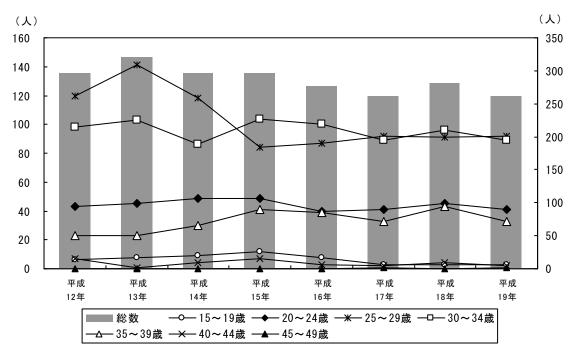
#### -(8)母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数は、平成16年までは、25~29歳での出生数が30~34歳での出生数を上回っていましたが、平成17年から平成18年では、30~34歳が出生数の最も多い年齢階級となっています。

図表21 母親の年齢階級別出生数の推移

単位:人

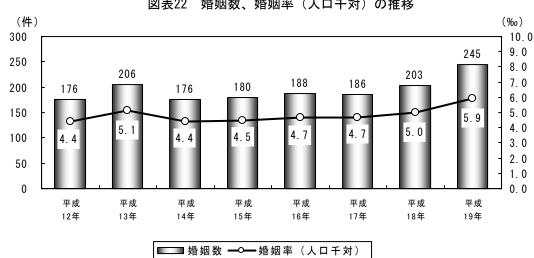
区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総数	297	321	296	297	277	261
15歳未満	0	0	0	0	0	0
15~19歳	6	8	9	12	8	3
20~24歳	43	45	49	49	40	41
25~29歳	120	141	118	84	87	92
30~34歳	98	103	86	104	100	89
35~39歳	23	23	30	41	39	33
40~44歳	7	1	4	7	3	2
45~49歳	0	0	0	0	0	1



資料: 茨城県保健福祉統計年報(平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (9) 婚姻数、婚姻率(人口千対)の推移

婚姻数は、平成14年から平成17年は180件前後で推移し、婚姻率をみると平成14 年から年々上昇しています。

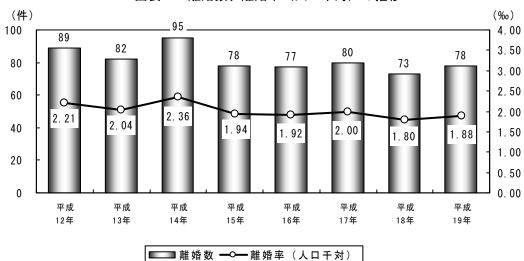


図表22 婚姻数、婚姻率(人口千対)の推移

資料:茨城県保健福祉統計年報(平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)

#### (10) 離婚数、離婚率 (人口千対) の推移

離婚数は、平成15年からはほぼ横ばいとなっており、平成19年時点では78件、離 婚率は1.88(人口干対)となっています。



図表23 離婚数、離婚率(人口千対)の推移

資料:茨城県保健福祉統計年報(平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値)



#### 3 保育・教育環境の状況

#### (1) 保育所の状況

保育所入所児童数は増加傾向で推移し、平成21年度で605人となっています。特に私立保育園の増加が顕著となっており、平成17年度から102人増加しています。

図表24 保育所の状況(各年4月1日現在)

単位:人、か所

区分		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
¥1 ÷	入所児童数	74	80	194 <sub>反</sub> 85	133	<u> </u>
│ 私 立 │ 保育園	ラスが九 <u>星</u> 数 ・ 箇所数	1	1	1	200	
MHM		1				2
公 立	入所児童数	398	389	419	405	429
保育所	箇所数	6	6	6	6	6
合計	入所児童数	472	469	504	538	605

資料:児童福祉課

#### (2) 幼稚園の状況

幼稚園の入園児童数は、増加傾向で推移し、平成21年度で890人となっています。 特に私立幼稚園の増加が顕著となっており、平成17年度から109人増加しています。

図表25 幼稚園の状況(各年5月1日現在)

単位:人、か所

十四 "八						
区分		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
私立	入園児童数	285	333	344	370	394
幼稚園	箇所数	1	1	1	2	2
公 立	入園児童数	504	509	511	505	496
幼稚園	箇所数	3	3	3	3	3
合計	入園児童数	789	842	855	875	890

資料:学校基本調査

#### (3) 学童保育(放課後児童クラブ)入所児童数

学童保育(放課後児童クラブ)の入所児童数は、増加傾向で推移し、平成17年度から4クラブ増設し、8クラブで310人となっています。

図表26 学童保育(放課後児童クラブ)入所児童数(各年4月1日現在)

単位:人、クラブ

X	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入所児童	童数	196	202	229	305	310
クラブ数	数	4	5	5	7	8

資料:児童福祉課

#### (4) 小学校・中学校の状況

小学校児童数は、平成21年度現在、2,323人となっています。中学校生徒数は、 平成19年度までは増加傾向で推移し、平成20年度以降減少に転じており、平成21 年度現在、1,138人となっています。

図表27 小学校・中学校の状況(各年5月1日現在)

単位:人、か所

区	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小学校	児童数	2,374	2,368	2,351	2,376	2,323
小子仪	学校数	10	10	10	10	10
古 学 技	生徒数	1,155	1,172	1,183	1,140	1,138
中学校	学校数	4	4	4	4	4

資料:学校基本調査



#### 4 アンケート調査からの現状と課題

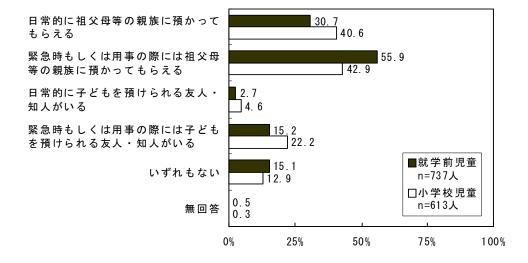
本市では、計画策定にあたり、就学前児童・小学生の保護者を対象に、平成21年2月にニーズ調査を実施しています。調査結果からみられる子どもをめぐる状況は以下のとおりです。

#### (1) 世帯構造の特性と子どもの"保育力"について

祖父母の近居状況(2世代住宅を含む)をみると、「祖父が近くに住んでいる」または「祖母が近くに住んでいる」の割合が、就学前児童で約3割、小学校児童が2割、「祖父が同居」または「祖母が同居」も合わせると就学前児童は6割近くになり、小学校児童も5割に上っており、子どもの預かりなど必要に応じて保護者の"養育力(保育力)"を補完してもらえる環境下の世帯が、2世帯に1世帯となっていることがわかります。

実際に、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」世帯が就学前児童では30.7%、小学校児童が40.6%となっているほか、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に預かってもらえる」世帯が、就学前児童では55.9%と半数を超え、小学校児童も42.9%となっています。また、小学校児童では「緊急時もしくは用事の際には預けられる友人・知人がいる」が22.2%で約5人に1人となっています。

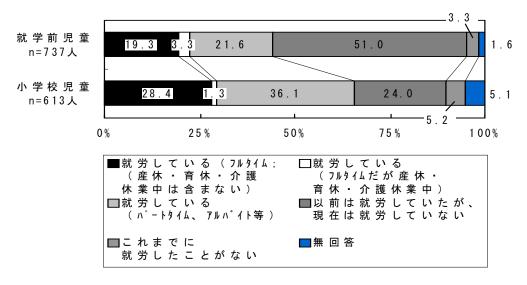
その一方で、「親族や友人・知人のいずれも(預ける先が)いない」と回答した世帯が、就学前、小学校ともに児童の1割を超えており、このような世帯への十分な配慮・支援が求められます。



図表28 主な親族等協力者の状況

#### (2) 保護者の就労状況と今後の意向について

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が就学前児童では51.0%と半数を占め、出産を機に離職したケースが多いことがうかがえます。その一方で、「常勤者(フルタイム)」が22.6%(産休・育休取得中を含む)で、「パートタイム、アルバイト等」の21.6%を含めると、母親の"就労率"が4割以上に達する状況です。また、小学校児童の結果では、「パートタイム、アルバイト等」である母親の割合が36.1%に上り、「常勤者(フルタイム)」の29.7%(産休・育休取得中を含む)を含めると母親の"就労率"が6割を超えています。



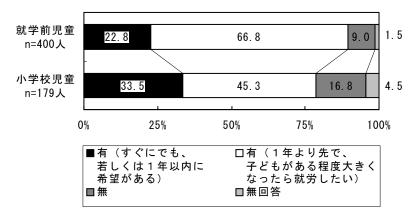
図表29 母親の就労状況

「常勤者」の母親の平均帰宅時間は、いずれの児童も「18時台」が多く、就学前児童では「18時台」が47.2%、「19時台」が18.3%、小学校児童では「18時台」が44.3%、「19時台」が20.7%となっており、帰宅時間までの子どもの保育や居場所が必要な世帯も少なくないものと考えられます。

今後の就労意向を、現在、未就労の母親(専業主婦)にたずねた結果では、就学前児童で「すぐに働きたい」が22.8%、「子どもが大きくなったら働きたい」が66.8%で9割近くが就労の希望をもっています。小学校児童をもつ母親の方も、「すぐに働きたい」が33.5%、「子どもが大きくなったら働きたい」が45.3%で就労希望者が8割近くいます。



図表30 就労していない母親の就労希望



#### (3)子育てに関する考え方について

現在の子育でに対する"気持ち"は、いずれの児童も「子どもがいると毎日が楽しい」が最も多く、就学前児童では73.4%と7割を超え、小学校児童も68.2%と7割近くに達しています。また、「子育でをすることで自分も成長している」が、いずれの児童も6割強いる一方、就学前児童では「生活や気持ちにゆとりが無く、いらだつことがある」が52.1%、「子育でについて不安を感じたり、悩むことがある」が46.1%、「子育でから解放されたいと思うときがある」が43.0%となっていることから、家事・育児負担の軽減策が求められています。

73.4 子どもがいると毎日が楽しい 68.2 66.9 66.7 子育てをすることで 自分も成長している 34.3 34.3 子育てが 自分の生きがいになっている 29.9 ]33.0 子育てを不安に感じるときがある 子育てについて 46.1 30.7 不安を感じたり悩むことがある 生活や気持ちにゆとりが無く 52.1 34.6 いらだつことがある 子どもを虐待しているのでは 9. 6 ないかと思うことがある 子育てから解放されたいと 43.0 22. 5 思うときがある ■就学前児童 その他 n=737人 □小学校児童 0.9 無回答 n=613人 1.5 0% 25% 50% 100% 75%

図表31 子育てしている気持ち

父親の育児参加について「良くしている」が就学前児童の46.0%、小学校児童の38.5%となっており、「時々している」も合わせると就学前児童は、85.1%が育児参加をしています。

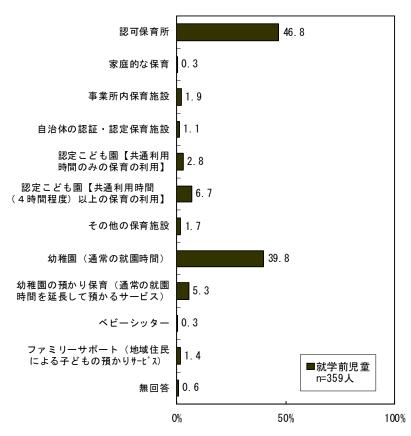
また、家庭での家事分担の考え方は、いずれの児童も「男女が互いに協力し、分担 すべきである」が最も多く、4割近くとなっています。

母親が育児をしながら働くために必要なことは、いずれの児童も「夫が家事や育児を分担し、協力すること」が半数を超え最も多く、次いで「子育て者に配慮した労働条件・制度が有り、それが実際に活用できる職場環境であること」が5割弱となっています。

子育てに関して悩みや気になることは、就学前児童は「自分の時間を十分に持てない」が43.7%で最も多く、次いで「経済的な不安・負担」が42.1%、小学校児童も「経済的な不安・負担」が45.8%で最も多くなっています。

#### (4) 保育サービス等の利用について

現在の保育サービス等の利用については、就学前児童の48.7%と小学校児童の12.1%が「利用している」と答えています。主な保育サービスは「認可保育園」が46.8%、「幼稚園」が39.8%、小学校児童は「放課後児童クラブ」の利用となっています。



図表32 利用している保育サービス等

今後、利用したいサービスについて就学前児童に聞いたところ、「幼稚園の預かり保育」が29.7%で最も多く、次いで「認可保育所」が26.9%、「病児・病後児保育」が25.5%と続いています。

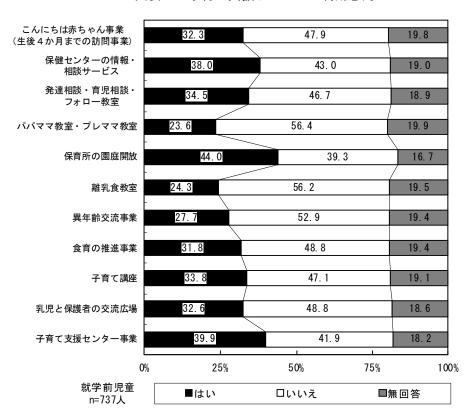
また、就学前児童の小学校入学以降の放課後児童クラブの利用については、「利用したい」が28.6%、今後の意向は「利用したい」が18.8%となっています。また、「放課後子ども教室」の利用意向は「利用したい」が38.8%となっております。

#### (5) 子育て支援サービスに対する評価

就学前児童の市で実施している各種子育て支援サービスの認知度は、「離乳食教室」が70.3%、「保育所の園庭開放」が62.7%、「パパママ教室・プレママ教室」が61.2%でともに6割を超えています。一方「異年齢交流事業」が11.5%、「食育の推進事業」が21.3%と認知度が低率であるなど、情報提供の不足が懸念される結果も見受けられます。

利用状況は、「こんにちは赤ちゃん事業」が38.9%で最も多く、次いで「離乳食教室」が28.8%となっており、一部のサービスを除くと1割未満のサービスも目立つ結果となっています。

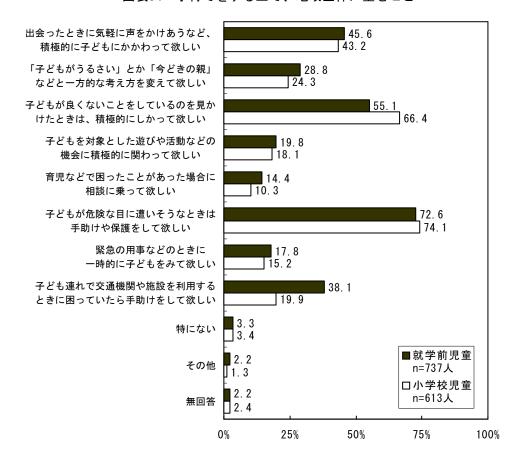
また、今後の利用意向をみると、「保育所の園庭開放」が44.0%で最も多く、次いで、「子育て支援センター事業」が39.9%、「保健センターの情報・相談サービス」が38.0%と続いています。



図表33 子育て支援サービスの利用意向

#### (6) 重点的に取り組むべき事項(施策ニーズ)について

子育てをする上で地域全体に望むこととして、就学前、小学校のいずれの児童も「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が7割を超え、かつ最も多く、次いで「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、積極的にしかって欲しい」が小学校児童で6割強、就学前児童で5割強となっています。また、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわって欲しい」が4割強で多く、地域全体で子どもの成長を見守ることを求めている親が多いことを示す結果となっています。



図表34 子育てをする上で、地域全体に望むこと

こうした本市の状況や今日の社会的な問題も反映し、今後、重点的に取り組むべき 事項に関しては、「子育てに伴う経済的支援の充実」、「子どもの安全、子育て全体を地 域で支援する体制」「仕事と子育ての両立の推進」などを求める結果となっています。



# 第3章



# 前期計画の進捗状況

## 第3章 前期計画の進捗状況

#### 1 施策評価の方法とその状況

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

評価ランクは、「A=目標達成・目標に向かって改善」「B=横ばい・継続」「C=停滞・ 事業を未実施」「D=事業の終了」「なし=評価なし」の5分類としました。

#### 2 全体の進捗状況

前期計画において実施された事業(88事業)を評価ランク別に整理した結果、A評価が25事業、B評価が41事業、C評価が10事業、D評価が1事業、評価なしが11事業となりました。

A、B評価の事業は全体の75.0%を占めており、7割以上が概ね計画通りに進捗した 結果となっています。

一方、C、D評価の事業は全体の12.5%で、その約3割を「3 親と子どもが学び環境の充実したまち」の事業が占めています。また、該当する施策が行われていない等の理由により評価がされていない事業も、全体の12.5%となっています。主な評価の理由としては、前期計画中に実施体制を整備できなかったことや、当初の目標を達成できなかったこと、市民のニーズを踏まえ、より内容を充実させる必要があることが挙げられます。

後期計画においては、A、B評価の事業を継続して実施しつつ、C評価の事業についても、内容の見直しや実施に向けた再検討を行い、より包括的な計画推進体制を構築していくことが必要です。

	基本施策			<u> </u>	呼価ラン:	フ			
			Α	В	С	D	なし		
1	共に育てる子育でサービスの充実したまち	19	5	3	2	0	9		
2	親と子どもが輝く健康づくりのまち	19	3	15	0	0	1		
3	親と子どもが学び環境の充実したまち	26	9	12	3	1	1		
4	個性と能力を活かし生活できるまち	9	5	2	2	0	0		
5	子どもが安全に安心して暮らせるまち	9	0	6	3	0	0		
6	要支援児へのきめ細かな取り組み	6	З	З	0	0	0		
	事業合計	88	25	41	10	1	11		

図表35 前期計画の進捗状況



#### 3 基本目標別の進捗状況

#### <u>基本目標1</u> 共に育てる子育てサービスの充実したまち

基本目標1「共に育てる子育でサービスの充実したまち」は、19事業のうちA評価が5事業、B評価が3事業、C評価が2事業、評価なしが9事業で、A、B評価の事業が全体の42.1%を占めています。

基本施策①「保育体制の整備」は、A、B評価の事業が半数を占めている一方、該 当する施策がないため評価なしになっている事業があります。

基本施策②「子育て相談体制・情報提供の充実」は、B評価が1事業のほか、該当する施策がないため評価なしになっている事業が半数以上を占めています。

基本施策③「地域における子育て支援のネットワークづくり」は、B評価が1事業、 C評価が2事業で、前期計画中に実施体制を整えられなかった事業がC評価となって います。また、該当する施策がないため評価なしになっている事業が半数以上を占め ています。

基本施策④「児童虐待防止対策の充実」は、A評価が1事業、評価なしが1事業で、 該当する施策がないため評価なしになっている事業が半数を占めています。

基本施策	事業数		ē	平価ランク	ל	
<b>本</b> 华爬宋	尹未奴	Α	В	С	D	なし
① 保育体制の整備	6	4	1	0	0	1
② 子育て相談体制・情報提供の充実	3	0	1	0	0	2
③ 地域における子育て支援のネット ワークづくり	8	0	1	2	0	5
④ 児童虐待防止対策の充実	2	1	0	0	0	1
計	19	5	3	2	0	9

図表36 基本目標1の進捗状況

#### 基本目標2 親と子どもが輝く健康づくりのまち

基本目標2「親と子どもが輝く健康づくりのまち」は、19事業のうちA評価が3事業、B評価が15事業、評価なしが1事業となっており、A、B評価の事業が全体の95.0%を占めています。

基本施策①「出産や育児不安への相談体制の充実」は、A評価が2事業、B評価が6事業、評価なしが1事業で、ほぼ全ての事業が概ね計画通りに進捗している一方、前期計画中に廃止になった事業もみられます。

基本施策②「子どもや母親の健康の確保」は、B評価が4事業、全ての事業が概ね 計画通りに進捗しています。 基本施策③「食育の推進」は、A評価が1事業、B評価が2事業で、全ての事業が概ね計画通りに進捗しています。

基本施策④「思春期保健対策の推進」は、B評価が3事業で、全ての事業が概ね計画通りに進捗しています。

基本施策		評価ランク				
<b>本</b> 华旭宋	事業数	Α	В	С	D	なし
① 出産や育児不安への相談体制の充実	9	2	6	0	0	1
② 子どもや母親の健康の確保	4	0	4	0	0	0
③ 食育の推進	3	1	2	0	0	0
④ 思春期保健対策の推進	3	0	3	0	0	0
計	19	3	15	0	0	1

図表37 基本目標2の進捗状況

#### 基本目標3 親と子どもが学び環境の充実したまち

基本目標3「親と子どもが学び環境の充実したまち」は、26事業のうちA評価が9 事業、B評価が12事業、C評価が3事業、D評価が1事業、評価なしが1事業となっ ており、A、B評価の事業が全体の80.7%を占めています。

基本施策①「親になるための学習環境の整備」は、A評価が1事業、C評価が1事業で、前期計画中に実施できなかった事業がC評価となっています。

基本施策②「子どもの活動の場や機会の確保」は、A評価が2事業、B評価が2事業、C評価が1事業、D評価が1事業で、前期計画中は未実施だった事業がC評価、今後も実施予定がない事業がD評価となっています。

基本施策③「生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進」は、A評価が6事業、 B評価が5事業で、全ての事業が概ね計画通りに進捗しています。

基本施策④「地域活動の推進」は、B評価が4事業、C評価が1事業、評価なしが 1事業で、後期計画中の実施に向けて準備中の事業がC評価となっているほか、未実 施のため評価なしとなっている事業もみられます。

基本施策⑤「有害環境対策の充実」は、B評価が1事業となっており、概ね計画通りに進捗しています。



図表38 基本目標3の進捗状況

基本施策	事業数			平価ラン?	フ	
<b>基本</b> 起來	尹未奴	Α	В	C	D	なし
① 親になるための学習環境の整備	2	1	0	1	0	0
② 子どもの活動の場や機会の確保	6	2	2	1	1	0
③ 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進	11	6	5	0	0	0
④ 地域活動の推進	6	0	4	1	0	1
⑤ 有害環境対策の充実	1	0	1	0	0	0
dž	26	9	12	3	1	1

#### 基本目標4 個性と能力を活かし生活できるまち

基本目標4の「個性と能力を活かし生活できるまち」は、9事業のうちA評価が5 事業、B評価が2事業、C評価が2事業となっており、A、B評価の事業が全体の 77.7%を占めています。

基本施策①「仕事と子育ての両立の推進」は、B評価が2事業、C評価が2事業で、 実施体制の整備や市の取り組みについての啓発が進んでいない事業がC評価となって います。

基本施策②「育児中の親の再就職支援」は、A評価が1事業で、計画通りに進捗しています。

基本施策③「子育ての経済的支援」は、A評価が4事業で、全ての事業が計画通り に進捗しています。

図表39 基本目標4の進捗状況

基本施策	事業数	評価ランク				
<b>一本</b> 中心宋	尹未奴	Α	В	O	D	なし
① 仕事と子育ての両立の推進	4	Ο	2	2	0	0
② 育児中の親の再就職支援	1	1	0	0	0	0
③ 子育ての経済的支援	4	4	0	0	0	0
ā†	9	5	2	2	0	0

#### 基本目標5 子どもが安全に安心して暮らせるまち

基本目標5の「子どもが安全に安心して暮らせるまち」は、9事業のうちB評価が 6事業、C評価が3事業となっており、B評価の事業が全体の66.6%を占めています。 基本施策①「バリアフリーのまちづくり」は、C評価が1事業で、事業が十分に進 んでいない状況です。

基本施策②「安心して子育てできる住環境づくり」は、C評価が1事業で、事業をより推進していく必要があります。

基本施策③「快適な公園環境の整備」は、B評価が1事業で、概ね計画通りに進捗しています。

基本施策④「安全な道路や交通環境の整備」は、B評価が2事業、C評価が1事業で、実施が不十分な事業がC評価となっています。

基本施策⑤「子ども等の安全の確保」は、B評価が3事業で、全ての事業が概ね計 画通りに進捗しています。

基本施策			<u>.</u>	平価ラン:	ל	
<b>基本</b> 施來	事業数	Α	В	С	D	なし
① バリアフリーのまちづくり	1	0	0	1	0	0
② 安心して子育てできる住環境づくり	1	0	0	1	0	0
③ 快適な公園環境の整備	1	0	1	0	0	0
④ 安全な道路や交通環境の整備	3	0	2	1	0	0
⑤ 子ども等の安全の確保	3	0	3	0	0	0
計	9	0	6	3	0	0

図表40 基本目標5の進捗状況

#### 基本目標6 要支援児へのきめ細かな取り組み

基本目標6の「要支援児へのきめ細かな取り組み」は、6事業のうちA評価が3事業、B評価が3事業となっており、全ての事業がA、B評価です。

基本施策①「成長・発育の支援」は、A評価が2事業、B評価が3事業で、全ての 事業がほぼ計画通りに進捗しています。

基本施策②「障害児施策の充実」は、A評価が1事業で、計画通りに進捗しています。



図表41 基本目標6の進捗状況

基本施策		評価ランク				
<b>至</b> 华爬宋	事業数	Α	В	С	D	なし
① 成長・発育の支援	5	2	3	0	0	0
② 障害児施策の充実	1	1	0	0	0	0
計	6	3	3	0	0	0

# 第4章

基本理念と基本的な考え方



## 第4章 基本理念と基本的な考え方

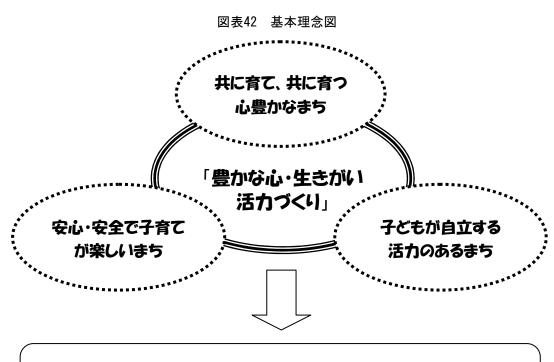
#### 1 計画の基本理念

# 子どもの笑顔が輝き 豊かな心を育むまち ~子育てはみんなの力で~

子ども一人ひとりが健やかに育ち、すべての親たちが子育てに喜びを見出すことができるような社会を築いていくことが求められています。

急速に少子高齢化が進展する今日、子育ては、次代を担う子どもたちを育むという重大な課題であり、子育てがもはや家庭の問題だけではなく、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で支えていくべきものであることが鮮明となっています。

つくばみらい市では、子ども一人ひとりが個性や自主性を伸ばし、親たちが地域の人々とともに安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、「子どもの笑顔が輝き豊かな心を育むまち~子育てはみんなの力で~」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。



子どもの笑顔が輝き 豊かな心を育むまち ~子育てはみんなの力で~



#### 2 基本的視点

本計画は、それぞれの立場から子どもが健やかに育つ、育てる環境整備を考慮して、 以下に示す4つの視点から策定しています。

基本的視点 | 地域資源を活用した子育て機能再生

基本的視点 || 男女がともに子育ての楽しさを享受できる社会づくり

基本的視点Ⅲ 母子保健・医療の充実 基本的視点Ⅳ 若い世代の自立支援

#### 基本的視点 I 地域資源を活用した子育て機能再生

本市においても、核家族化や共働き家庭の一般化、母子・父子家庭などのひとり親家庭の増加など、家族だけでは子育てが難しい家庭が増える一方で、都市化の進行などにより、地域コミユニテイの弱体化、安心して遊べる場所が少なくなるなど、地域の子育て力は低下しています。

行政各分野、官民、住民相互が効果的に連携することで、地域資源を活用した地域子育て機能の再生をめざします。

#### 基本的視点Ⅱ 男女がともに子育ての楽しさを享受できる社会づくり

子育てについては様々な負担を感じていますが、男性より女性の方が負担感が強いという結果になっています。

子育て負担感を強く感じている女性に対する支援を拡充するとともに、男女共同参画を推進し、子育てが女性だけの負担とならない社会づくりを進めることが必要です。「男は仕事、女は家庭、子育ては母親の仕事」という意識を払拭するとともに、夫婦間の子育て方針の共有や、夫婦がそれぞれの役割分担の中で、共に子育ての楽しさを享受でき、共に働けるよう支援する環境づくりをめざします。

#### 基本的視点Ⅲ 母子保健・医療の充実

子どもが輝くには、まず子ども自身が心身ともに健康な状態であることが重要です。個々の子どもの体の変調を敏感に感じとり、子どもの状態に応じて適切な運動・栄養・休息がとれる生活を保障していくことが求められます。子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細やかなサポートと正しい食習慣の定着、豊かな食生活を通じた豊かな人間性の形成、家族との楽しい食事を通して心身の健全な育成を図るため、保健分野や教育分野が連携した、発達段階に応じた学習機会や情報提供の充実をめざします。

#### 基本的視点Ⅳ 若い世代の自立支援

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など 社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く生活にも大きな変化をもた らしてきました。

わが国の現状は、次代の社会を担う青少年が自信をもって自己を確立し、大人として 自立することが困難な時代であり、その結果、若年層で結婚への尻込み、子どもをもつ ことへの消極的な意識が高まっているといわれています。地域で生活することの喜びを 享受し、子どもを生み育てることの大切さを学びながら成長できる環境づくりをめざし ます。

#### 3 基本目標

本計画では、基本理念と基本的視点に立って、次の6つの基本目標を設定し、施策 を展開していきます。

基本目標1 共に育てる子育てサービスの充実したまち

基本目標2 親と子どもが輝く健康づくりのまち

基本目標3 親と子どもが学び環境の充実したまち

基本目標4 個性と能力を活かし生活できるまち

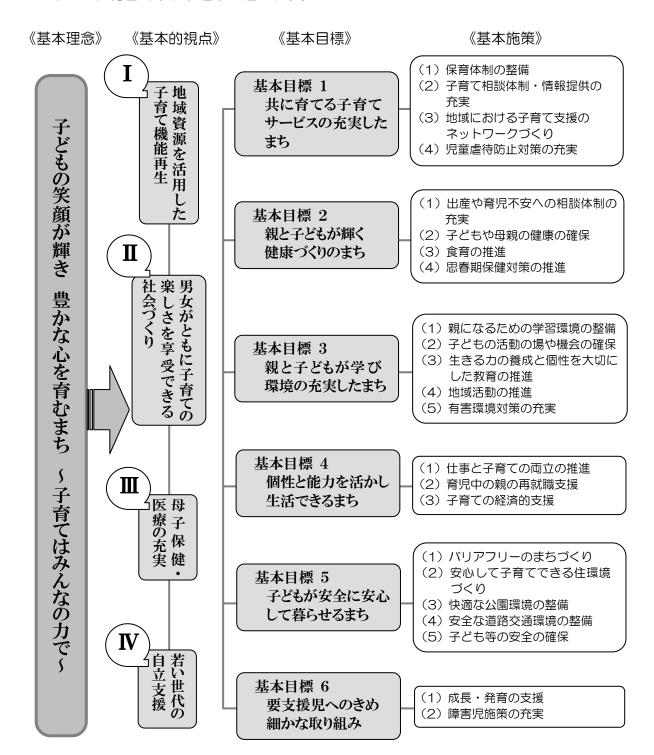
基本目標5 子どもが安全に安心して暮らせるまち

基本目標6 要支援児へのきめ細かな取り組み



#### 4 施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの笑顔が輝き 豊かな心を育むまち〜子育てはみんなの力で〜」の実現のため、先の施策の基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取り組みを進めます。





# 第5章





## 第5章 施策の展開

## 基本目標1 共に育てる子育てサービスの充実したまち

# (1) 保育体制の整備 (1) 保育所における保育事業 (2) 地域の実情を踏まえた保育所等の確保 (3) 保育所、幼稚園等の延長保育・一時保育 (4) ミニ・ファミリーサポートセンター事業 (5) 地域子育て支援センターの整備 (2) 子育て相談体制・情報提供の充実 (6) 相談機能の充実 (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり (7) ブックスタート事業(乳幼児に絵本を!) (8) 親子でたのしむ読書活動の推進 (9) 絵本入門講座 (4) 児童虐待防止対策の充実 (10) 虐待相談事業



#### 【現状と課題】

核家族化や都市化の進展により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっているとともに、地域の人間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立化する傾向があるため、家庭での子育てを基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくためのサービス基盤の整備が必要となります。

アンケート調査の結果によると、就学前児童の5割近くが保育サービスを利用しており、利用しているサービスについては、「認可保育所」や「幼稚園(通常の就園時間)」が多くなっています。利用を希望する保育サービスについては、「幼稚園の預かり保育」が就学前児童の3割近くに上り、その他、「病児・病後児保育」や「一時預かり」が2割を超えています。また、子育て支援サービスでは、就学前児童の4割近くが「子育て支援センター事業」の利用を希望しています。

これらのニーズを考慮しながら、すべての子どもが健やかに育ち、親が安心して生み育てられる環境づくりのため、多様な保育サービスや子育て支援サービスの充実に努めていきます。また、親同士や様々な年代の子育て経験者と自由に交流し、助け合えるような機会や場を提供するなど、子育て家庭のために、社会全体が積極的に子育てをサポートする温かい地域形成をめざし、地域における子育てサポート体制の充実を図っていきます。

#### (1) 保育体制の整備

子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めるため、保育所での保育事業や地域を基盤とした子育て支援サービスをより一層充実させていきます。

	事業名    事業内容				
1	保育所における保育事業	■多様化する保育ニーズを把握し、子どもの健やかな成長を第一に、一層の保育サービスの充実に努めていきます。 取り組み:住民ニーズへの適切な対応 目標等:対象児童の入所	児童福祉課		
	MHTK	口今後の方向性 保育ニーズを把握し、保育所定員の変更や、保育園の 誘致も視野に入れ取り組んでいきます。 平成26年度目標…695人			

	事業名	事業内容	担当課
2	地域の実情を踏まえた保育所等の確保	■今後の児童数の推移やニーズ、地域の実情、時代の要請等必要に応じて保育所等の整備・充実に努めていきます。 取り組み: 幼保一元化を見据えた保育所等の整備等の検討 目標等: 保育ニーズの多様化等に対する幼保一元化の検討 □今後の方向性 平成23年度の開園をめざし、現在幼保一体施設の事業を検討しています。平成22年度に工事の発注を予定しています。 当初は各施設を継承し運営することを見込みますが、将来的に「認定こども園」に転用可能な設置基準もクリアする設計も検討しています。	児童福祉課学校教育課
3	保育所、幼稚園 等の延長保育・ 一時保育	■延長保育については市民の要望も多く、延長保育の受入れ拡大に努めていきます。また、保護者の方が「働いている」「働いていない」にかかわらず、子育てをしている人がリフレッシュのために一時的に預けることのできる保育所の預かり保育サービスを充実していきます。取り組み:保育所の延長保育の拡充目標等:住民ニーズへの対応  □今後の方向性延長保育について、全ての保育所(園)及び民間幼稚園において、引き続き実施していきます。一時保育については、民間保育園で実施中であり、新たに、平成23年度に開園する幼保一体施設においても、一時保育を実施し住民のニーズに対応していきます。	児童福祉課
4	ミニ・ファミリ ーサポートセン ター事業	■「育児の援助を受けたい人」「育児の援助を行いたい人」を会員とする、地域でのボランティア組織の育成・充実に努めていきます。	社会福祉協議会
5	地域子育て支援センターの整備	■在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所児・幼稚園児との交流、育児相談などが気軽にできる子育て支援センターの整備について検討していきます。 取り組み:地域子育て支援センターの整備の検討目標等:計画年度中の整備に向けた検討 □今後の方向性現在の谷和原幼稚園と谷和原第2保育所を、平成23年度に谷原西部土地改良事業区域内に開園予定で進めています。その施設内に、子育て支援センターの整備を検討しています。	児童福祉課



#### -(2)子育て相談体制・情報提供の充実

子育て中の親の地域からの孤立や不安を解消するため、相談体制・情報提供体制の 整備に努めていきます。

#### 【具体的事業】

	事業名	事業内容	担当課
6	相談機能の充実	■身近な場所で集い、悩みを分かち合ったりできるような環境づくりと同時に、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるよう、専門的なスタッフの養成と相談機会の拡充に努めていきます。 取り組み:保健センター等での子育て相談の実施目標等:相談機会の拡充	健康増進課
		口今後の方向性 子育て中は些細なことでも不安や悩みが多くなるので、安心して育児ができるように、気軽に相談できる場として保健センターを利用してもらえるように今後もさまざまな事業の中で働きかけをしていきます。	

#### (3)地域における子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援ネットワークの形成を促進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
7	ブックスタート 事業 (乳幼児に絵本	■ゆとりを持って健やかに子育てができるよう、絵本を通して赤ちゃんと楽しい時間を持ってもらうための「ブックスタート事業」の導入に向けて検討していきます。 取り組み:新生児健診時に、乳幼児向けお薦め絵本を紹介し、読み聞かせを実施して配布目標等:幼い頃からの読書のきっかけづくり	図書館
	を!)	口今後の方向性 ブックスタートとは違う形で、赤ちゃんや赤ちゃん を持つ保護者たちに読書のきっかけ作りにしてもら えるよう、乳幼児向けのお薦め絵本を紹介していき ます。	

	事業名	事業内容	担当課
8	親子でたのしむ読書活動の推進	■子どもの頃の読書体験は、子どもの心を豊かに育み 想像力を培う大切なものです。特に、親子で楽しむ 読み聞かせの時間は、最高のコミュニケーションタ イムであり、子どもの読書へのきっかけづくりとなっています。 本市では、図書館司書が、絵本の読み聞かせやストーリーテリング、お薦め本を紹介するブックトンティアの読み聞かせグループによる、小学校への読み聞かせ訪問活動も行われています。今後も、子どもの頃から本に親しめる環境づくりに向け活動を充実していきます。 取り組み:図書館や小学校での、読み聞かせや読書相談の実施 目標等:ボランティアの育成や親子読書の推進 □今後の方向性 ボランティアの育成をして読み聞かせの回数を増やしたり、もっと多くの人に参加してもらえるよう効果的なPRをしていきます。	図書館
9	絵本入門講座	■絵本の楽しみ方、読み方及び選び方を、幼児を持つ保護者を対象に実施していきます。取り組み:子どもの頃から絵本に親しむ環境づくり目標等:専門家による内容の充実  □今後の方向性 平成22年度からは、専門家を招いて年1回程度の講座を開催し、幼児を持つ保護者が絵本の楽しみ方、読み方、選び方などを学べる機会を設けていきます。	図書館



#### -(4)児童虐待防止対策の充実

児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係諸機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止に努めていきます。

	事業名	事業内容	担当課
10	虐待相談事業	■家庭や学校、専門家と連携を図りながら子どもの権利を尊重し、安心して子どもが育っていけるよう、虐待についての相談、通報等、虐待防止相談体制の充実に努めていきます。 取り組み:虐待についての相談・通報等目標等:虐待防止・相談機会の充実	児童福祉課
		□今後の方向性 今ある連携(つながり)を広げ、関係機関すべてに 広げていきます。 会議の開催やその後の交流等により、関係者が顔見 知りになり、「本音」の連携を可能にしていきます。	

## 基本目標2 親と子どもが輝く健康づくりのまち

#### (1) 出産や育児不安への相談体制の充実

- (11) 母子健康手帳の交付
- (12) 妊婦・乳児医療機関委託健診
- (13) パパママ教室
- (14) プレママ教室
- (15) ひよこ広場
- (16) 新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業
- (17) 離乳食教室
- (18) 発達相談
- (19) キッズランド

#### (2) 子どもや母親の健康の確保

- (20) 乳幼児健康診査
- (21) 予防接種
- (22) 歯科健康診査
- (23) 地域医療関係機関との連携の充実

#### (3) 食育の推進

- (24) 親子料理教室
- (25) 食生活改善推進員の養成・育成
- (26) 学校給食等

#### (4) 思春期保健対策の推進

- (27) 思春期家庭教室
- (28) わくわく赤ちゃんふれあい教室
- (29) 薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動



#### 【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ、育成されるためには、子どもと親が心身ともに健康であることが望まれます。そのためには、安心して妊娠・出産できる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安や悩みを軽減し、伸び伸びと安心して子育てを楽しめるよう各種保健事業や相談事業の推進をする必要があります。

アンケート調査の結果によると、「離乳食教室」や「パパママ教室・プレママ教室」の 認知度が高くなっています。また、就学前児童の4割近くが「保健センターの情報・相 談サービス」の利用を希望しています。

これらのことを踏まえ、子どもが心身ともに元気に成長できるよう、幼児期・学童期・思春期のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的に取り組んでいく体制をつくっていきます。また、食を通じた豊かな人間性や家族の絆の形成、心身の健全育成のために「食育」の普及も推進していきます。

#### (1) 出産や育児不安への相談体制の充実

健康診査や妊娠・出産・育児に関する相談・指導を充実し、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、さまざまな母子保健事業を実施していきます。

	事業名	事業内容	担当課
11	母子健康手帳の 交付	■母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者には母子健康手帳を交付し、妊産婦の健康管理と子どもの健やかな成長・発達のために健診又は保健指導についての記録を残し、保護者が子どもの健康・発育に充実感を持って子育てができるように、妊娠中から育児中においてきめ細かな援助・指導を行えるよう努めていきます。 取り組み:交付時に父親の参加を呼びかけ、育児に関する相談事業を実施目標等:対象者への的確な交付  □今後の方向性 母子健康手帳交付時に妊婦の心身の健康状態の把握を確実に行い、今後の支援につなげていきます。	健康増進課

	事業名	事業内容	担当課
12	妊婦・乳児医療 機関委託健診	■妊婦・乳児に妊婦・乳児健康診査受診票を交付し、 契約医療機関において、健康診査を実施し、異常の 早期発見、早期治療を行っていきます。 妊娠8、12、16、20、24、26、28、30、32、 34、36、37、38、39週前後の妊婦、生後3~6 か月、生後9~11か月の乳児に実施していきます。 取り組み:異常・疾病の早期発見 目標等:受診率の向上 □今後の方向性	健康増進課
		安全な出産のために妊婦及び胎児の健康管理は重要 であるため、住民の経済的負担の軽減を図り、受診 率の向上をめざしていきます。	
13	パパママ教室	■子育てについて夫婦で考えるきっかけ作りの場を提供し、父性を養うお手伝いをしていきます。また、 友達作りのきっかけの場となるように努めていきます。 取り組み:夫婦で子育てについて考える機会の充実 目標等:父親の参加促進	健康増進課
		□今後の方向性 出産準備として妊娠中から夫婦で子育てについて考える機会を提供し、父親の参加促進をしていくことで、出産後も、父親の子育てへの参加を促していきます。	
14	プレママ教室	■妊娠中の不安・悩みを軽減、解消するために適切な知識を習得してもらうように努めていきます。また、妊婦同士の交流を深め、友達作りのきっかけの場を提供していきます。 取り組み:不安や悩みの解消機会の充実目標等:参加者の増加	健康増進課
		口今後の方向性 母子手帳交付時に妊婦へ周知し、妊娠・出産に必要 な知識の習得や母子の健康管理の向上につながるよ う、参加促進に努めていきます。	
15	ひよこ広場	■1~12か月までの赤ちゃんとその保育者に、仲間づくりや情報交換の場、育児相談や離乳食相談などの育児に関する不安が解消できるよう実施しており、今後も内容の充実に努めていきます。 取り組み:乳児とその保育者の仲間づくり目標等:仲間づくり、情報交換の機会の充実	健康増進課
		□今後の方向性 乳幼児期は成長発達が著しく、保護者の不安や心配 も多いため、核家族化が進む中、乳児家庭の孤立化 を防ぐためにも、育児の仲間づくりや相談相手を作 る場の提供に努めていきます。	

	(0)		
	事業名	事業内容	担当課
16	新生児訪問・乳 児家庭全戸訪問 事業	■生後4か月頃までの新生児・乳児を対象に、助産師、保健師が訪問し、異常の早期発見や新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上必要な助言を行っていきます。また、様々な不安や悩みを聞くことで育児不安を軽減し、自信を持って育児を行えるようにしていきます。 取り組み:助産師、保健師による訪問目標等:異常の早期発見、育児不安の軽減 □今後の方向性乳児期の対象全員にアプローチし、乳児のいる家庭と地域社会をつなげる機会を作っていきます。また、	健康増進課
17	離乳食教室	支援が必要な家庭に対しては継続的な支援を行っていきます。  ■保育者に対し離乳食の作り方や食べさせ方など講話や試食を通じて指導し、離乳食に関する不安が解消できるよう努めていきます。 取り組み:離乳食等の食事指導の充実目標等:健やかな子どもの発育、保育者の基本的	健康増進課
		な食習慣の啓発 口今後の方向性 今後は、3~4か月児健診のフォロー事業として、 積極的に受講を促していきます。	
18	発達相談	■精神発達面の遅れのある子どもを早期に発見して適切な指導をしていくことで、子どもの発育を促し、保育者の育児を支援していきます。 取り組み:医療関係機関等との連携 目標等:幼児の発達支援	健康増進課
		口今後の方向性 児に応じた適切な指導を行うことで発達に応じた発育を促していきます。療育が必要となるケースについては、療育事業との連携を図っていきます。	
19	キッズランド	■精神発達面の遅れや親子関係に問題のある子どもを早期に発見し、集団での遊びを通して子どもの発達を促すとともに、親子関係をよりよいものにしていけるよう支援していきます。 取り組み:遊びを通して幼児の発達促進や親子関係の改善を図る 目標等:集団での遊びを通して、子どもの発達を促す	健康増進課
		口今後の方向性 各課の担当者と情報交換をしながら、療育的アプローチの必要なケースを療育につなげていきます。 乳幼児健診時などにキッズランドをご案内する際に、教室の目的や趣旨を十分に説明し参加目的を明確にしていきます。	

#### (2)子どもや母親の健康の確保

各時期における健診の受診の勧奨に努めるとともに、地域の医療機関との連携を図り、母子の健康の増進を支援していきます。

	事業名	事業内容	担当課
20	乳幼児健康診査	■年齢に応じた心身の発育発達を獲得し、基本的な生活習慣を身につけていくため、また異常の早期発見・早期対応を行い、適切に支援していくために健康診査受診率の向上に努めていきます。 (3~4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診) 取り組み:受診率のアップに努める目標等:異常の早期発見	健康増進課
		口今後の方向性 障害や疾病の早期発見だけではなく、育児の不安や 負担のある保護者に対して適切な相談を受けられる 機会として健診を実施していきます。また、未受診 者の状況把握と受診勧奨を積極的に行っていきま す。	
		■個人の疾病予防や、地域における感染症予防に向け、 予防接種に関する知識の普及と予防接種の接種率の 向上に努めていきます。 取り組み:予防接種の終了率のアップに努める 目標等:接種率の向上	健康増進課
21	予防接種	口今後の方向性 対象者が感染症や予防接種に関する正しい知識を持ち、自ら接種できるよう広報等を充実させていきます。また、皆が予防接種法で定められた期間内に接種できるよう、未接種者に対し積極的に勧奨を行っていきます。	
22		■1歳6か月児歯科健診、2歳児歯科健診、3歳児歯科健診を実施していきます。 取り組み:歯科健康診査受診率のアップに努める 目標等:う歯(虫歯)率の低下	健康増進課
		口今後の方向性 年齢が高くなるにつれてう歯率は増加しているので、健診を通して保育者にう歯予防の重要性について周知し、保育者の意識の向上を図っていきます。	

- 100 B.	

	事業名	事業内容	担当課
23	地域医療関係機関との連携の充実	■親や子どもの健康の確保・増進に向けて地域医療機関との連携を充実していきます。また、乳幼児は診断や治療とともに、発育発達・育児・予防接種を含めた幅広い関わりが必要なので、かかりつけの小児科医を持つことを奨励していきます。 取り組み:地域医療関係機関との連携強化に努める目標等:かかりつけ医の奨励	健康増進課
		口今後の方向性 かかりつけ医を持つことの必要性については、各健 診時に保育者に周知していきます。	

#### (3)食育の推進

母親と乳幼児の健康の確保を図る必要があることから、適切な食生活の重要性など食育に関する学習や情報提供について事業の内容を強化していきます。

	事業名	事業内容	担当課
24	親子料理教室	■親と子が共に調理し、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を早期から身につけることを親子に知ってもらえるように、親子クッキング教室の充実に努めていきます。 取り組み:親子で料理することにより、食の楽しみ、基本的な食習慣を育てる 目標等:家庭での基本的な食習慣の向上 □今後の方向性 子育て支援、健康づくりの面からも親子の食育は重要なので、平成22年度策定予定のつくばみらい市食	健康増進課
		安なので、平成22年度泉足が足のうくはからい間段 育推進計画(仮称)の中で方向性を検討していきま す。	
25	食生活改善推進 員の養成・育成	■食生活改善推進員は、地域の食育、食習慣改善の実践者であり、食生活に関する知識の普及と啓発に向け、推進員の育成に努めていきます。 取り組み:研修会・実習の実施 目標等:食育推進ボランティアとしての自主的活動	健康増進課
		口今後の方向性 高まるニーズに対応し、円滑な活動を継続していく ためには、60名程度の会員数が必要であることか ら、養成講座を実施し、会員増員を図っていきます。	
26	学校給食等	■子どもたちが、学校給食を通じて生涯にわたっての自己管理能力や基本的な生活習慣が育まれるよう幼稚園や学校との連携を図りながら、食育の推進に努めていきます。 取り組み:給食時における指導の充実目標等:給食を通じて食の大切さや基本的な食生活習慣を育てる	給食センター
		□今後の方向性 食に関する指導の年間指導計画に基づき、献立や食 に関する指導の充実に努めていきます。	



#### 。 (4) 思春期保健対策の推進

食習慣・こころの健康・喫煙・飲酒・薬物・性に関すること等、児童生徒に必要な 様々なテーマで、思春期に関する健康教育を実施していきます。

事業名		事業内容	担当課
27	思春期家庭教室	■学校公開日等を活用し、思春期の子どもを持つ親の ための講座の実施を検討していきます。 思春期の親子の希望者を対象に性や生命の大切さ について知り、かけがえのない自分を見つける機会 の提供の場としていきます。 取り組み:親子で参加できるよう、中学校入学説明 会や授業参観終了時等に開催する 目標等:生涯学習課との連携による実施	学校教育課
		口今後の方向性 携帯電話の使い方、マナーについての学習機会の提 供が必要なため、思春期家族教室については、小学 校高学年においても実施を検討していきます。	
28	わくわく赤ちゃ んふれあい教室	■中学生に赤ちゃんとのふれあい体験、保育者からの子育て体験話、妊婦疑似体験を通して、生命の尊さを感じてもらい、母性・父性を育成し、次世代の親作りを図っていきます。 取り組み:中学生と赤ちゃんの触れ合う機会をつくる 目標等:生命の尊さを理解してもらう	健康増進課
		口今後の方向性 思春期保健の一環として、中学校と連携し、次世代 の親作りを支援していきます。	
29	薬物乱用防止・ 喫煙防止啓発活	■ポスター等の掲示やPR活動により青少年の非行に対する共通の理解と認識を深めていきます。 取り組み:関係機関と連携し、啓発活動を実施する 目標等:各種の啓発活動により、青少年の薬物乱 用や喫煙の防止を図る	生涯学習課
	動	口今後の方向性 今後は、中高生を中心とする青少年向けや保護者等 の一般市民向けの講演会などによる啓発活動を実 施することを検討していきます。	

## 基本目標3 親と子どもが学び環境の充実したまち

(1) 親になるための学習環境の整備 (30) 子育て講座 (2) 子どもの活動の場や機会の確保 (31) 児童館の整備 (32) 子ども会活動支援 (33) 児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (34) 保育所開放 (35) 放課後子ども教室推進事業 (3) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進 (36) 確かな学力の向上 (37) 開かれた学校づくり (38) 体験活動事業 (39) 親子教室 (40) 環境教育 (41) 不登校・引きこもり児童・生徒への対応 (4) 地域活動の推進 (42) 小中高生の乳幼児とのふれあい事業 (43) 高齢者とのふれあい事業 (44) 地域スポーツ活動の推進 (5) 有害環境対策の充実 (45) 有害環境排除運動



#### 【現状と課題】

子育ての基本は家庭にあり、子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって 社会生活を送るためには、家庭が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進むなかで、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況にあり、また、自立心や道徳規範の獲得といった精神的な成熟がないまま、親になるケースもあるなど、家庭における教育力の低下が懸念されています。

一方、子どもたちは学校を離れても、遊びという現場のなかで多くのことを体験し、 成長していくものですが、最近では子どもの減少や生活様式の変化などから、多くの人 と交流し、経験を積み重ねる機会が比較的少なくなっています。

アンケート調査の結果をみると、子育てをする上で地域全体に望むことでは「子ども が危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が就学前児童、小学校児童 ともに了割を超え、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、積極的にし かって欲しい」が就学前児童で5割、小学校児童で6割を超えています。

これらのことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を 得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力のさらなる向上が求められているといえ ます。

その実現のため、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に 応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、加えて、地域社会が関わりを持ちな がら子どもを育てる取り組みを進めていきます。

#### (1) 親になるための学習環境の整備

子育て中の親を対象とした講座等を開催し、子育てに関する知識の普及に努めていきます。

	事業名	事業内容	担当課
30	よう、学識を開催して 取り組み: 子育て講座 目標等: □今後の方向 今後は、参	■乳幼児を持つ父母を対象に、心豊かに子育てができるよう、学識経験者や有識者を招き子育てに関する講座を開催していきます。 取り組み:生涯学習としての講座開催 目標等:年間数回	生涯学習課
		□今後の方向性 今後は、参加する保育者を母親だけでなく父親・祖父 母と広げていくために、開催日時等を検討していきま す。	

#### (2)子どもの活動の場や機会の確保

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整備していきます。

事業名		事業内容	担当課
31	児童館の整備	■児童館は子ども同士の交流の場であり、また、子育て中の親同士の交流の場でもあるため、小中学生、高校生など利用できる児童館の整備について検討していきます。 取り組み:子どもの活動の場の充実に努める目標等:児童館の整備を検討 □今後の方向性 健全な子どもの育成のため、児童館の整備について検	児童福祉課
		討していきます。  ■各地域で結成されている子ども会が子どもたちを中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢交流の場となるよう支援していきます。また、市内の子ども	社会福祉 協議会
32	子ども会活動支援	たちが一堂に会して交流できるような機会の創出に 努めていきます。 取り組み:子どもの自主活動への支援 目標等:市内の子どもが一堂に会する機会の創出	
		口今後の方向性 例年同様、事業を継続しながら、子ども会の自立の支 援を行っていきます。	
33	児童健全育成事 業 (放課後児童ク ラブ)	■小学校低学年児童の保護者が、仕事等で放課後保育できない場合に預かる学童クラブについては、利用希望者の要望に対応するとともに、子どもたちの自主性を育てる環境づくりに努めていきます。 取り組み:子どもの居場所の確保とあわせ、内容の充実に努める 目標等:場の充実	児童福祉課
		口今後の方向性 サービスを受けられない地域の学校にアンケート調 査を行い、検討していきます。	
34	保育所開放	■地域と連携し安全で安心できる開放のあり方を模索 し、保育所の開放を推進していきます。 取り組み:安全・安心な場としての開放に向けての 検討と開放事業の充実 目標等:開放施設の拡充	児童福祉課
		口今後の方向性 引き続き園庭開放等を実施し、育児不安の解消や、地 域の交流に努めていきます。	



	事業名	事業内容	担当課
35	放課後子ども教室推進事業	■小学校をはじめとした公共施設等を活用し、子どもの放課後の居場所づくりに向けて地域・学校・行政が一体となって取り組みを実施していきます。 取り組み:放課後の子どもの居場所作り及び地域住民の参加 目標等:市内全学校で実施	生涯学習課
		口今後の方向性 平成21年度から3年間で市内全小学校及び伊奈養護 学校を対象に、「放課後子ども教室」推進事業を実施 していきます。	

#### (3) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図っていきます。

	事業名	事業内容	担当課
36	確かな学力の向上	■基礎基本を身に付け、自ら学び、自ら考える力を育む ために、個に応じた分かりやすい授業の充実に努めま す。また、教職員の資質の向上を図り、指導力向上の ための研修を行っていきます。 取り組み:TT指導、少人数指導の充実 目標等:子どもの学習意欲の向上と授業内容の改善・充実	学校教育課
		口今後の方向性 子どもが自ら学べるような学習指導の充実と、家庭と の連携によるさらなる学習習慣の確立に努めていき ます。	
37	開かれた学校づ くり	■保育所・幼稚園・学校と地域社会の連携の強化に努め、特殊な技能を持った地域の人材の登用など学びの場の充実に努めていきます。また、学校の地域開放を進め、国の「地域こども教室」推進事業等への取り組みを検討しています。 取り組み:地域人材の登用に向けた検討目標等:随時 □今後の方向性 市全体としての人材バンクの整備や小中学校が連携	学校教育課
		した地域人材の活用に取り組んでいきます。 幼稚園における必要性をはっきりさせ、広く人材を発掘、登用し、市の人材バンク(人材マップ)を取りまとめ作成し、積極的に推進していきます。	

	事業名	事業内容	担当課
38	体験活動事業	■幼稚園・保育所の年長児の農業体験や、小中学生の職場体験、宿泊体験等の社会学習機会の充実に努めていきます。 取り組み:保育所・小中学校で職場体験事業の推進目標等:随時 □今後の方向性 地域の産業や生産物について体験学習を進めるとともに、事業所の開拓について学校教育課その他の課で支援していきます。 また、作付け時の準備への父親の参加を促進していき	学校教育課
39	親子教室	ます。 ■親子で共に参加し、共に学びながら子どもたちの健やかな成長と、子どもたちの自主性と自立力の養成に向けた「わくわく体験講座」などを開催していきます。取り組み:「わくわく体験講座」の拡充目標等:参加しやすい講座の開催	生涯学習課
		口今後の方向性 講座参加を希望する親(保護者)子を一人でも多く受け入れられるよう環境を整えるとともに、いろいろな体験ができる施設及び団体を見つけていきます。	
40		■子どもたちの環境問題への意識啓発と体験学習として、自然環境を観察し環境問題を理解してもらう環境教育の充実と機会の拡充に努めていきます。 取り組み:地域の自然環境の理解に向けた環境教育機会の拡充 目標等:年間1回	生活環境課
40	環境教育	□今後の方向性 日本環境協会が実施する、さまざまなプログラムを学校を通じて、案内をしていきます。 また、身近な自然環境など興味を引くようなPR・啓 発の方法により環境問題に対する関心を高めていきます。	
41	不登校・引きこ	■非行やいじめ、不登校などの解消や予防のために、児童生徒本人・保護者を対象に適切な指導や相談活動などを充実させるとともに、地域での見守り活動の推進に努めていきます。 取り組み:非行やいじめ、不登校などの解消目標等:指導、相談機会の充実	児童福祉課 学校教育課
	もり児童・生徒への対応	口今後の方向性 引き続き、不登校児童について、相談や家庭訪問を実施し、見守り活動を実施していきます。 スクールカウンセラーを活用し、市内教職員に対する 教育相談等の研修の講師とし、教職員の資質向上を図っていきます。	



#### 。 (4)地域活動の推進

地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大や地域でのスポーツ活動等の推進に努めていきます。

	事業名	事業内容	担当課
42	小中高生の乳幼 児とのふれあい 事業	■赤ちゃんを抱いたり、幼い子どもの面倒をみる機会を持てる子どもが少なくなっているので、子育てボランティア、保育所、幼稚園、学校の連携により乳幼児とふれあえる機会と、自分より小さな子どもの世話をする機会を充実していきます。 取り組み:保育所・幼稚園と学校との連携により小中学生の体験学習機会の拡充 目標等:交流機会の拡充	児童福祉課 学校教育課
		□今後の方向性 保育所では、引き続き職場体験を実施していきます。 市内全中学校での実施を呼びかけるとともに、学校行 事への招待など多様な交流活動を設けていきます。 小中学校と連携のための話し合いを持ち、年間計画と して位置づけ推進していきます。	
43	高齢者との ふれあい事業	■地域または福祉施設等での定期的な高齢者との交流機会の創出や高年クラブとの交流など、様々な機会を活用して高齢者とのふれあいを推進していきます。取り組み:高齢者と保育所・幼稚園児や小・中学生との定期的な交流目標等:交流機会の拡充	児童福祉課 学校教育課
		口今後の方向性 夏季休業など長期休業等を利用し、福祉施設でのボランティア体験を呼びかけていきます。	
44	地域スポーツ活動の推進	■スポーツ少年団活動などの支援を強化し、スポーツを通じて健康な体を養い、仲間づくりや自分の持つ能力の発揮などができるように努めていきます。また、市民がそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じた地域スポーツ活動ができるよう指導者の育成等に努めるとともに、複数のスポーツ活動が行われ、多世代が一緒に活動できる地域スポーツクラブ等の育成をめざしていきます。 取り組み:多世代が参加できるスポーツ機会の拡充目標等:リーダー養成や地域密着型のスポーツクラブの育成	生涯学習課
		口今後の方向性 市民のスポーツに対する意識調査等を行い、茨城県体育協会や体育指導委員会、その他各スポーツ関係者の協力を得ながら設立に向け取り組んでいきます。	

## (5) 有害環境対策の充実

有害図書、タバコ、アルコールなど、子どもの成長の妨げとなるものへの対策を充 実させていきます。

	事業名	事業内容	担当課
45	有害環境排除運動	■有害図書については、青少年に有害な環境を排除するため、販売店への協力要請など地域の協力を得ながら排除活動を推進していきます。また、タバコやアルコールなどについても、販売店への協力依頼など地域の協力を得ながら取り組みを強化していきます。取り組み:有害環境排除に向け地域の協力体制の構築目標等:協力体制の構築	生涯学習課
		今後も青少年に有害な環境が排除できるように、関係 店舗等の立入調査や「青少年の健全育成に協力する 店」の登録活動を継続して実施していきます。また、 社会環境整備活動として、青少年に有害な広告物等の 除去や小中学校周辺のゴミ拾いなども今後も継続し て実施していきます。	



# 基本目標4 個性と能力を活かし生活できるまち

#### (1) 仕事と子育ての両立の推進

- (46) ひとり親家庭への総合相談
- (47) 多様な就業形態について啓発と雇用環境の向上
- (48) 育児休暇制度等の周知と取得促進
- (49) 男女共同参画社会の推進

### (2) 育児中の親の再就職支援

(50) 就労のための資格取得支援

#### (3) 子育ての経済的支援

- (51) 児童手当(子ども手当)
- (52) 児童扶養手当
- (53) つくばみらい市父子及び母子家庭等福祉金
- (54) 特別児童扶養手当

### 【現状と課題】

育児休業法の施行など、仕事と子育ての両立における制度は徐々に整備されてきておりますが、依然として、男性の育児休業の取得がほとんど見受けられないなど、制度の実現面などに課題があります。また、男女ともに、長時間労働等の影響により、仕事と子育ての両立に悩む親も多く、より一層、仕事と生活の調和が図られる職場環境が求められています。また、経済的な負担の増大に困窮している家庭が増えていることも、仕事と子育ての両立を阻む原因となっています。

アンケート調査の結果では、母親の就労率をみると「常勤者(フルタイム)」「パート・アルバイト」を含めて就学前児童が4割、小学校児童が6割を超えています。また、未就労の母親の9割近くが今後の就労意向をもっており、子育て中の母親が就労しやすい環境を整備することが必要です。育児に関する悩みでは、「経済的な不安・負担」が就学前児童、小学校児童ともに4割を超え、理想(欲しい子どもの数)より予定の子どもの数が少ない理由でも「経済的に余裕がない」が就学前児童で6割、小学校児童で4割を超えています。

これらのことを踏まえ、仕事をしながら子育てができる環境づくりのために、多様な 働き方や仕事と生活の調和に対する企業の自主的な取り組みへの支援を推進していきま す。また、子育てによる経済的な負担の増大に対する支援も充実させていきます。

## (1) 仕事と子育ての両立の推進

男女が共に豊かで潤いのある生活ができるように、雇用環境の改善・整備に関する 支援施策について周知するとともに、仕事と育児が両立できる労働環境の改善に努め ていきます。

	事業名	事業内容	担当課
46	ひとり親家庭への総合相談	■ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関連機関との連携の下、子育ての相談や、必要な技術を身につけるための相談や雇用情報等の提供を充実していきます。 取り組み:雇用情報の提供や相談事業の充実目標等:窓口において随時相談	産業政策課
	0万顺时 1760火	□今後の方向性 求人情報案内をホームページ上や産業政策課内で、 毎週更新して紹介していますが、今後は、今以上に ハローワークやその他の関係機関と連携を図りなが ら、求人情報の周知を強化していきます。	



	事業名	事業内容	担当課
47	多様な就業形態 について啓発と 雇用環境の向上	■企業に対して、育児休業の問題、労働条件に関する 事項等の周知を図っていきます。また、妊娠・出産 期の配慮や短時間勤務などの子育てに優しい多様な 就業形態の導入などについての啓発や環境整備に努 めていきます。 取り組み:事業所に対して、育児休業問題、労働条 件に関する事項等の周知 目標等:随時 □今後の方向性	産業政策課
		国や県と連携して景気対策を実施し、景気の回復に 努め、企業に対しては、育児休業や労働条件の問題 を周知し、子育てを支援する多様な就業形態の啓発 に努めていきます。	
48	育児休暇制度等 の周知と取得促進	■関連機関と連携して、育児休暇制度等と取得促進に 努めていきます。 また、事業主次世代育成支援行動計画策定に向けた 啓発と広報事業を実施していきます。 取り組み:育児休業制度の周知と取得推進 目標等:事業主次世代育成支援行動計画策定に向 けた啓発と広報の実施	産業政策課
		口今後の方向性 育児休業の取得は、労働者の権利として当然ですの で、広報紙、ホームページ等を利用した啓発と男女 共同参画社会の推進の中で十分な周知を図っていき ます。	
49	男女共同参画社会の推進	■仕事・家庭・地域など様々な分野において男女がその人の個性と能力を発揮し、共に活動できる男女共同参画社会の実現に向けて、継続的な啓発事業に取り組んでいきます。また、広報等により市民が正しい理解を深めるよう各種講座への参加を促進及び男女共同参画の必要性を周知していきます。取り組み:男女共同参画講座等の開催と行政等の設置する審議会、委員会への女性委員登用の拡充目標等:女性委員就任率の向上□今後の方向性	秘書広聴課
		回っ後の方向性 参加者を募る形式の啓発事業だけでなく、市側が諸 団体に出向いて啓発事業を行い、意識改革を図って いきます。 また、各審議会等の委員を選任する際、男女の割合 を考慮することを徹底していきます。	

## (2) 育児中の親の再就職支援

子育て中の親が再就職しやすい環境をつくるために、資格取得や給付金制度の利用の促進を図っていきます。

#### 【具体的事業】

	事業名	事業内容	担当課
50	就労のための資 格取得支援	■再就職のための技能・技術を身につけたい人への講習等支援事業の情報提供や、国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等に努めていきます。 取り組み:講習等支援事業の情報提供と、教育訓練給付金制度の利用促進 目標等:利用促進に向けた広報活動の推進	産業政策課
		口今後の方向性 政府が推し進めている雇用対策を実施していくほか、講習会や資格取得に向けた教育訓練給付金制度をあらゆる媒体を利用し、周知促進に努めていきます。	

## (3)子育ての経済的支援

子育て中の家庭において、生活費の中で子育てにかかる費用の占める割合は高く、 負担に感じている人が多くなっていることから、生活の安定と子どもの健やかな成長 を促進するため、保護者に対する経済的支援の充実を図っていきます。

	事業名	事業内容	担当課
51	児童手当(子ども手当)	■児童手当あるいは子ども手当について、制度について十分な周知を行い、支給対象者への適正・的確な手当支給に努めます。 取り組み:支給対象者への的確な支給目標等:広報活動の推進 □今後の方向性 国の施策により、児童手当の拡充または子ども手当への移行が予定されており、子育て家庭へのより一層の経済的支援を行うことになります。市では、引き続き広報・ホームページ等を用い、市内支給対象者へ情報を正確に伝えるとともに、出生・転出入等の際には手当申請の案内を行い、申請漏れ、受給漏れのないように努めていきます。	児童福祉課

	事業名	事業内容	担当課		
52	児童扶養手当	■両親の離婚などによって父親と生計を共にしていない児童(18歳の年度末まで)の母親あるいは母親に代わってその児童を養育している方に対して、世帯の生活安定と自立促進、児童の健やかな成長のために、児童扶養手当を支給していきます。 取り組み:児童扶養手当の支給対象者への的確な支給 目標等:広報活動の推進	児童福祉課		
		口今後の方向性 今後も母子世帯の数は増加していくと推測されるので、より一層の制度周知を図っていきます。			
53	つくばみらい市 父子及び母子家 庭等福祉金 (新規)	■事故、疾病、その他の事由により両親を失った、または母子もしくは父子世帯となった家庭の義務教育修了前の児童を監護・養育する方に対し、児童一人につき月額1,500円の父子及び母子家庭等福祉金を支給していきます。 取り組み:支給対象者への的確な支給目標等:広報活動の推進	児童福祉課		
		口今後の方向性 今後もひとり親家庭の増加は継続して増加していく と推測されるので、より一層の制度周知を図ってい きます。			
54	特別児童扶養手 当 (新規)	■精神または身体に障害がある20歳未満の児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給していきます。 取り組み:特別児童扶養手当の支給対象者への的確な支給 目標等:対象者への的確な支給	社会福祉課		
	(A) (A)	□今後の方向性 手当の的確な支給を行うため、引き続き、支給対象 者に対して、受給資格の確認を行い、また、広報紙 への掲載等をすることで、広く制度周知を行ってい きます。			

# 基本目標5 子どもが安全に安心して暮らせるまち

# (1) バリアフリーのまちづくり (55) 公共施設、建築物等のバリアフリー化 (2) 安心して子育てできる住環境づくり (56) 子育て世帯向け支援 (3) 快適な公園環境の整備 (57) 身近な公園の整備 (4) 安全な道路交通環境の整備 (58) 歩道の安全管理 (59) 交通安全教室 (60) 交通安全活動 (5) 子ども等の安全の確保 (61) 事故防止対策 (62) 子ども安全教育の家(子どもを守る110番の家) (63) 防犯対策



### 【現状と課題】

子育てしやすい生活環境を整備するうえで考慮しなければならないのが、地域のバリアフリーや交通安全、防犯の問題です。

交通機関のアクセスの悪さや、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、妊娠や子育ての負担感の一因ともなります。

また、市民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全教育を 進めていく必要があります。防犯対策についても、「自分のまちは自分で守る」という意 識の高揚を図り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

アンケート調査の結果によると、子育てをしていて特に困ること(困ったこと)では、 「暗い通りや見通しの悪いところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」が小 学校児童で5割を超え、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がな い・少ない」が就学前児童で4割近くに達し、「歩道や信号がない通りが多く、安全面に 心配がある」が就学前児童、小学校児童ともに3割を超えています。

こうしたことを踏まえ、妊産婦や子どもが単独でも子ども連れでも安心して安全に外出ができるように、公共施設や道路等のバリアフリー化に努めるとともに、学校や幼稚園、保育所、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制をつくります。

## (1) バリアフリーのまちづくり

子どもにとって障壁(バリア)となるものを取り除くために、既存の公共施設のバリアフリー化やベビーシートなどの設置を行っていきます。

	事業名	事業内容	担当課
55	公共施設、建築 物等のバリアフ リー化	■子どもや子育て中の家族は勿論、すべての人に優しいまちづくりに向け、施設整備や交通機関等のバリアフリー化を進めていきます。また、子育て世帯の利用の多い公共施設については、ベビーベッドや小児用便器の設置に努めていきます。 取り組み:公共施設などのバリアフリー化の推進目標等:随時整備 □今後の方向性 平成21年度に、両庁舎にベビーシートを設置する予定です。 伊奈庁舎については、耐震補強及び大規模改修工事を平成24年度から予定しており、バリアフリー化を含めた工事を行っていきます。その他の施設については、国の補助等を利用した整備を積極的に進めていきます。	財政課

## (2) 安心して子育てできる住環境づくり

子育て環境に適した住宅供給を念頭に置き、公営住宅の整備を行っていきます。

#### 【具体的事業】

	事業名	事業内容	担当課
F.6	子育て世帯向け	■子育てしやすい住環境の確保に向けて、公営住宅の 入居についての検討を進めていきます。 取り組み:子育て家庭に配慮した住宅供給の検討 目標等:良質な住環境の整備	都市計画課
56	支援	口今後の方向性 住民からの情報や各住宅自治会の協力を得て、防犯 対策に取り組みながら、老朽化の激しい住宅の維 持・修繕を速やかに行い住環境の整備を行っていき ます。	

## (3) 快適な公園環境の整備

子どもたちが健やかに成長できるよう、公園の整備や老朽化に伴った遊具の撤去や 補修を行っていきます。

	事業名	事業内容	担当課
57	身近な公園の整備	■地域の協力を得て、子どもが安全に遊べるように既存公園の整備点検を進め、整備方法や活用方策の検討を進めていきます。また、地域の日常的な憩いの場として、身近な公園の整備に努めていきます。 取り組み:既存公園の整備点検 目標等:住民との協働による公園整備	都市計画課
		口今後の方向性 今後は、公園遊具の安全点検を強化するとともに、 里親制度などを利用した住民参加型の公園環境づく りを進めていきます。	



#### \_ (4)安全な道路交通環境の整備

まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、憩える場としてのまちづくりを進めていきます。また、交通安全に対する意識を高めるための啓発活動も行っていきます。

	事業名	事業内容	担当課
58	歩道の安全管理	■道路等は、適切でより安全な道路確保の整備に努めていきます。 取り組み:子どもやベビーカー等に配慮した段差のない歩きやすい歩道、信号機・防護柵の整備目標等:安全で快適な歩道整備 □今後の方向性 新設だけではなく、既存の歩道についても歩行者の利用状況を考慮し、改築の必要が急務な箇所については、段差の緩和及び信号機・防護柵の設置や整備を行	建設課
		っていきます。 それにより、適切でより安全な道路を確保し、子ども やベビーカー等利用者が安心して通行できる道路環 境を構築していきます。	
		■警察署、交通安全母の会やPTAが保育所・幼稚園・学校等で交通安全教室を開催しています。今後も継続して実施するとともに、保育所や幼稚園等では、交通安全教室を生かして日常の保育にも交通安全を取り入れ、地域と行政が共に協力し、交通安全への意識の啓発に努めていきます。 取り組み:幼少時期からの交通安全教育の推進目標等:交通安全意識の向上	生活環境課
59	交通安全教室	□今後の方向性 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じ て、基本的な交通ルールを守り、交通マナーを習得さ せるとともに、日常生活において安全に道路を通行す るために必要かつ基本的な技能及び知識を習得させ ることを目的としています。保育所・幼稚園において は、家庭及び関係機関・団体等と連携を図りながら、 日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安 全教育を計画的かつ継続的に行っていきます。	
60	交通安全活動	■小中学校等の周辺通学路の安全点検活動を実施するとともに、交通安全協会、交通安全母の会やPTA等の街頭指導、警察署による指導活動など、地域と行政が共に交通安全活動に取り組んでいきます。取り組み:交通安全協会、交通安全父母の会やPTA等の街頭指導、警察署による指導活動の推進目標等:随時	生活環境課
		□今後の方向性 特に、交通の安全と円滑化を確保する必要がある道路 について、交通安全施設等を重点的に整備することと し、安全かつ円滑で快適な交通環境の確立を図ってい きます。そのため、交通事故対策の重点化を図るとと もに、地域の事情を踏まえた交通事故対策を推進して いきます。	

## (5)子ども等の安全の確保

地域の人々の協力によるパトロールなどによって地域全体で犯罪の発生を未然に防 ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援していきます。

	事業名	事業内容	担当課
61	事故防止対策	■事故防止の重要性を認識し、家庭での事故防止策を働きかけるとともに、大人と地域が子どもの事故予防の認識を深めて、見守り活動の促進と、事故が起こった場合に初期対応ができるよう啓発活動に努めていきます。 取り組み:子どもを交通事故や犯罪から守る活動の推進 目標等:随時	生活環境課
		□今後の方向性 小住宅集合地域、交通量の多い道路周辺等、子ども の遊び場の環境に恵まれない地域またはこれに近隣 する地域を優先的に整備していきます。また、主と して幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童ク ラブへの入級を推進することで、安全の確保を図る よう進めていきます。	
62	子ども安全教育 の家 (子どもを守る 110番の家)	■地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、 地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、子ど も安全協力の家の確保を進めていきます。 取り組み:子どもの安全確保に向け子ども安全協力 の家の確保 目標等:地域との連携による安全対策の確立 口今後の方向性	学校教育課
		今後についても、子どもたちの安全を地域ぐるみで 確保できるようご理解を頂きながら、事業を継続し ていきます。	
63	防犯対策	■青少年育成茨城県民会議の推進する「あいさつ・声かけ運動」への取り組みと、市青少年相談員連絡協議会や青少年育成つくばみらい市民会議及び市PTA連絡協議会等の各種団体の協力を得て、防犯体制を組織し、通学路などの校外パトロールなど地域での安全対策や見守り活動を推進していきます。取り組み:防犯体制の強化と防犯灯の増設、地域の子どもは地域が守る意識の醸成と市内パトロールの推進目標等:防犯灯の整備(伊奈・谷和原丘陵部内)、防犯体制の組織化、防犯ボランティアの育成	生活環境課
		□今後の方向性 学校、市青少年相談員連絡協議会や青少年育成つく ばみらい市民会議等の協力を得、不審者対策、子ど もの非行を未然に防ぐなどの対策を強化するととも に、交番や駐在所の充実により警察との連携も含め、 防犯対策の充実を図っていきます。	



# 基本目標6 要支援児へのきめ細かな取り組み

## (1) 成長・発育の支援

- (64) 生活支援の充実
- (65) 障害児保育
- (66) 障害児教育
- (67) 障害のある児童・生徒の地域活動支援
- (68) 障害児の支援ネットワークづくり

## (2) 障害児施策の充実

(69) 地域活動支援センターの充実

## 【現状と課題】

障害児や発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

また、今後は、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要になっていきます。

## (1) 成長・発育の支援

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、各種施策の円滑な連携により、在宅サービスの充実や就学支援を含めた教育支援 体制の整備等の総合的な取り組みを推進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
64 生活支援の充実		■対象者が障害福祉サービスを利用しやすいよう、情報の提供やサービス利用の調整等、相談支援体制の充実に努めていきます。 取り組み:相談体制等の充実 目標等:相談機能の拡充	社会福祉課
		口今後の方向性 相談支援事業を民間事業所(つくばライフサポートセンター)へ委託すると同時に、各サービス事業所との連携協力や一貫した支援ができるよう、関係各課と要支援児の情報共有や連携を図っていきます。	
65	障害児保育	■保護者との連携の強化と保育士の確保、障害児に対する研修等により保育士の資質の向上に努め、障害児と障害のない児童が共に生活する保育を推進していきます。 取り組み:保護者との連携の強化と保育士の確保、資質の向上 目標等:各保育所での障害児保育の充実	児童福祉課
		口今後の方向性 引き続き、集団生活の可能な子どもの受け入れを行っ ていきます。	

	事業名	事業内容	担当課
66 障害児教育		■障害の状況に応じた教育機会の均等化、障害のない児童との交流等、きめ細やかな教育を進めていきます。また、特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方を研究し、適切な対応に努めていきます。取り組み:保護者との連携の強化目標等:各学校での障害児・生徒への適切な教育の実施	学校教育課
		口今後の方向性 未就学児の就学指導の現状について情報収集してい きます。	
67	障害のある児 童・生徒の地域 活動支援	<ul> <li>■障害のある子どもが地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを充実させるとともに、地域において一人ひとりが地域活動を支えていくよう意識の啓発に努めていきます。</li> <li>取り組み:在宅サービスの充実や地域活動を支えていくよう意識の啓発目標等:関係機関の連携による活動機会の拡充</li> <li>□今後の方向性</li> <li>平成21年10月以降、発達に遅れのある就学前の児童と保護者を対象に、支援のための療育教室を開催していきます。</li> <li>対象児に対し、早期療育を実施することにより、症状の改善に努め、幼児と保護者が地域で安心した生活ができるようにしていきます。また、障害児の日中の居場所を確保するサービスを提供する事業所の開設を支援していきます。</li> </ul>	社会福祉課
68	障害児の支援ネットワークづく り	■全ての市民は、障害がある子もない子も隔てなく、ともに地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの理念の理解と、障害児を支援するボランティアの育成に努めるとともに、支援ネットワークの構築を推進していきます。 取り組み:ノーマライゼーションの理念の理解の促進、ボランティア育成目標等:支援ネットワークの構築  □今後の方向性 各活動を充実させていきます。	社会福祉課

## (2) 障害児施策の充実

障害児一人ひとりの自立を目的とした地域活動支援センターを運営していきます。

	事業名     事業内容		担当課
69	地域活動支援センターの充実	■就職の困難な人を、通所による作業を通じて働く喜びを知り、自立、自活できるよう支援するための環境を充実していきます。 取り組み:通所により、作業を通じて働く喜びを知り、自立、自活できるよう支援する目標等:内容の充実	社会福祉 協議会
		口今後の方向性 自立支援を継続し社会で自活できる園生を育成し ていきます。	



# 第6章



# 目標事業量の設定

## 第6章 目標事業量の設定

目標事業量の設定にあたっては、アンケート調査等により把握した各事業のニーズに基づき、つくばみらい市の地域特性を考慮した上で、特定事業の目標事業量を設定しました。

## 1 サービス利用率、ニーズ量の算出方法について

### (1) ニーズ量の算出方式

平成29年度のサービスニーズ量(人) = 推計人口 $%^{1}$ (平成29年)  $\times$  {家庭類型 $%^{2}$ でA、B、C、Eで『**現在**保育サービスを利用している』割合 + 家庭類型 $%^{2}$ でA、B、C、Eで『**今後**保育サービスを利用したい』割合}

- ※1 コーホート要因法による算出
- ※2 アンケートの父母の就労状況を尋ねた質問から家庭を分類(タイプA~G)

A:ひとり親家庭(父子家庭または母子家庭)

B:フルタイム×フルタイム(フルタイム共働き)

<u>C:フルタイム×パート</u>タイム(フルタイム・パート共働き)

D: 専業主婦(夫)

E:パートタイム×パートタイム

F:無業×無業

G:その他

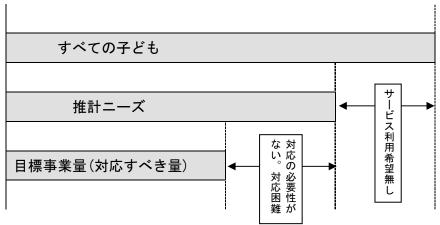
〇二ーズ量は下線の家庭類型から算出

#### (2) サービス利用率の算出方式

サービス利用率=(1)で算出されたニーズ量 ÷ 推計人口(全体)

#### (3) 目標事業量の設定方法

図表43 目標事業量の設定方法





# 2 特定事業の目標設定

平成26年度目標事業量は、計画期間中、社会情勢やニーズをよく見極めて見直すこともあります。

図表44 平成21年度の実績見込みと後期計画における目標事業量

事業名		事業内容	単位	平成21年度 実績見込み	平成26年度 目標事業量
(1	保護者の就労や疾病等により、家庭にお ①通常保育事業 て児童を保育することができないと認め れる場合に、保育園で保育を実施する。		設置	675人	695人
2	》特定保育事業	保護者のパートタイム就労などにより、保育に欠ける児童に対して、週2~3日または午前・午後のみなど必要に応じた保育を行う。	か所	1か所	3か所 900人
(3	3延長保育事業	通常の保育時間を延長して保育を行う。	設置	8か所 64人	8か所 70人
(4	)夜間保育事業	保護者の就労などにより帰宅が夜間になる 場合に、保育園で児童の保育を実施する。	か所	_	_
<b>E</b>	シトワイライトステイ 事業	保護者が就労などにより平日の夜間や休日 に不在となる場合に、児童を児童福祉施設 などで一時的に預かる。	か所	_	_
@	3休日保育事業	日曜日や祝日に保護者が就労する場合に、 保育園で児童の保育を実施する。	設置	_	1 か所 25人
7	シ病児・病後児保育 事業	保護者の就労や冠婚葬祭などにより、病気 または病気回復期にある児童を、病院や保 育施設などで一時的に預かる。	設置	_	_
@	③放課後児童健全育成 事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小 学校低学年の児童に、授業終了後に適切な 遊びや生活の場を与えて、その健全な育成 を図る。	設置	8か所 300人	9か所 330人
0	動地域子育て支援拠点 事業	子育て世帯に交流の場を提供し、子育てに 関する相談や情報提供、子育てサークルへ の支援などを行う。	設置	1 か所	2か所
	ひろば型	週3日以上、1日5時間以上	か所	1か所	1か所
	センター型	週5日以上、1日5時間以上	か所		_
	児童館型	週3日以上、1日3時間以上	か所	_	_
	(類似の単独事業)		か所	_	1 か所
10	一時預かり事業	保護者がパートタイム就労や病気になった 場合などに、保育園で一時的な保育を行う。	設置 日数	2か所	3か所 240日
1	ショートステイ事業	保護者の病気などにより、家庭での養育が 一時的に困難になった児童を、児童福祉施 設などで短期間預ける。	設置	_	_
12	②ファミリーサポート センター事業	育児の手助けができる人と育児の手助けが 必要な人を会員登録し、保育園の送迎や一 時預かりなど、会員組織による相互援助を 行う。	設置	_	1 か所



# 第7章





## 第7章 計画の推進体制

## 1 推進体制の整備

## (1) 庁内体制の整備

次世代育成支援地域行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健センター、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、 総合的な取り組みを図っていきます。

## (2)計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざしていきます。

## 2 市民との協働

## (1) 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「次世代育成支援対策地域協議会」で、計画の実施状況を把握・ 点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と市の協働体制を築きます。

## (2)計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページやダイジェスト版の作成・配布 等により、広く市民に周知していきます。



# 資 料 編



## 資料編

## 1 つくばみらい市次世代育成支援対策地域協議会要綱

平成21年5月18日 告示61号

(設置)

第1条 つくばみらい市における次世代育成支援対策(以下「対策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、つくばみらい市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1)対策行動計画の策定に関すること。
  - (2)対策の推進に関すること。
  - (3) その他対策に関し必要な事項

#### (組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1)学識経験を有する者
  - (2)福祉関係団体を代表する者
  - (3) 教育関係団体を代表する者
  - (4) 市職員

#### (仟期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、児童福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 つくばみらい市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

No	区分	所属団体役職名	氏名	会長及び 副会長	備考
1	学識 経験者	教育民生常任委員会 委員長	ナオイ セイミ 直井 誠巳	会長	
2		社会福祉協議会副会長	オカダ タイラ 岡田 平	副会長	
3	福祉関係 団体代表	民生委員児童委員代表	ミヤジマ タカアキ 宮島 孝明		伊奈地区
4		民生委員児童委員代表	ダイボ キミヒコ 大保 公比己		谷和原地区
5		つくばみらい市 子ども会育成連合会	コウノス ヨシオ 鴻巣 義夫		
6	教育関係 団体代表	校長会会長	ァサノ ススム <b>浅野 進</b>		谷井田小
7		PTA連絡協議会会長	ョッダ カズオ 吉田 和雄		
8		民間幼稚園長	<sup>ォグラ</sup> 小倉 みどり		絹ふたば文化幼稚園
9	市職員	総務部長	フルヤ ヤスシ 古谷 安史		
10		保健福祉部長	温また シグオ 湯元 茂男		
11		教育委員会次長	アキタ ノブドロ 秋田 信博		
12		健康増進課長 (保健福祉センター)	ヨシダー グニェ 吉田 邦恵		
13		幼稚園長代表	イシッカ マサノリ 石塚 眞典		谷和原幼稚園
14		保育所長代表	アソウ イッコ安相 以津子		谷和原第1保育所

(任期:平成21年6月25日~平成23年6月24日)



## で 3 つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画の策定経過

時期	内 容
平成21年2月9日~	市民ニーズ調査の実施
28⊟	就学前児童を持つ保護者 1,698件
	小学校児童を持つ保護者 1,783件
平成21年6月25日	第1回次世代育成支援対策地域協議会
	次世代育成支援対策地域協議会委員委嘱状の交付
	(1)次世代育成支援行動計画策定について
	(2)今後のスケジュールについて
	(3)ニーズ調査結果報告
平成21年9月	次世代育成支援地域行動計画(前期計画)の各施策事業の
	進捗及び事業評価、施策事業の継承と今後の取り組みや方向
	性について、行政各部署への調査
平成21年10月23日	第2回次世代育成支援対策地域協議会
	(1)次世代育成支援行動計画素案について
	(2)今後のスケジュールについて
平成21年12月17日	パブリックコメントの実施
~	
平成22年1月15日	
平成22年1月29日	第3回次世代育成支援対策地域協議会
	(1)パブリックコメントの実施について
	(2)次世代育成支援行動計画素案について
平成22年2月26日	第4回次世代育成支援対策地域協議会
	(1) 次世代育成支援地域行動計画(案)の承認について

## 4 次世代育成支援対策推進法の抜粋

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

#### (基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任 を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義について の理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

#### (事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。



(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、 国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

#### 第二章 行動計画

#### 第一節 行動計画策定指針

- 第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本 理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画 並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計 画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画 策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針と なるべきものを定めるものとする。
  - ー 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
  - 次世代育成支援対策の内容に関する事項
  - 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十 四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規 定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る 次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
  - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して 必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あら かじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部 分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、こ れを公表しなければならない。

#### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事 業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児 の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子ど もを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生 活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動」 計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ー 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、 住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、 事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して 特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため 必要な協力を求めることができる。



## 5 用語の解説

A = 1 (1 ± = 1) (1 ± 1)	
合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの数。15歳から49歳までの出生率の
	合計。ある年代の女性の合計特殊出生率は50歳にならないと確定しな
	いので、一般的には、その年の15歳から49歳のそれぞれの年代の女性
	の出生率の合計(期間合計特殊出生率)を合計特殊出生率として使用し
	ている。人口維持には2.08が必要とされている。
行動計画策定指針	厚生労働省が次世代育成支援行動計画後期計画策定のために作成し
	たマニュアル。ニーズ調査の方法、事業量の推計方法、事業評価やアウ
	トカム評価について手法等を示したもの。
コーホート法	コーホートはローマ軍の単位であるコホルスに由来し、人口について
	は、同時出生集団と訳される。ある時点の、ある年齢、例えば8歳児の
	グループは翌年には全員が9歳に達するので、この1年間の変化を分析
	して人口推計を行う手法。人口移動は出生、死亡、転入、転出の4つの
	要因で決まることから、生残率と移動率に分ける方法が要因法、単純に
	変化を見る方法が変化率法である。
こんにちは赤ちゃ	国の施策で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、
ん事業(乳児家庭全	様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うととも
戸訪問事業)	に親子の心身の状況や養護環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家
	庭に対しては適切なサービス提供につなげる。乳児家庭の孤立化を防
	ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。
スクールカウンセ	文部科学省が、不登校や校内暴力などへの対策として、小・中・高校
ラー	へ配置している専門家。臨床心理士の資格を有している。児童・生徒や
	保護者の相談のほか、教職員へのアドバイス、専門機関との調整などを
	行う。
新待機児童ゼロ作	新待機児童ゼロ作戦は、2008年2月に「希望するすべての人が子ど
戦	もを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児
	童をゼロにする。」ことを目指し、10年間で、3歳未満児に対する保育
	サービスの提供割合を20%から38%に、0~5歳児の利用児童数を
	100万人増加することと、放課後児童クラブの提供割合を19%から
	60%へ増加することを目標としている。保育サービスの多様化を目指
	し、保育園に加え家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事
	業所内保育施設の充実などが示された。
ワーク・ライフ・バ	仕事と生活の調和推進。働き方の見直しなどにより多様な選択が可能
ランス	な社会をつくり、働く人一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを
	実感して暮らせるようにすること。

## つくばみらい市 次世代育成支援地域行動計画 後期計画

発 行 平成22年3月

企画・編集 つくばみらい市 児童福祉課 〒270-0192 茨城県つくばみらい市福田195

T E L (0297) 58-2111 (代)

URL http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/

